

第三十一回 参議院通信委員会會議録第十一号

昭和三十四年三月十日(火曜日)午前十四時四十二分開会

委員の異動

三月六日委員川村松助君辞任につき、その補欠として前田佳都男君を議長において指名した。
本日委員最上英子君辞任につき、その補欠として佐藤清一郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 手島 栄君
理事 松平 勇雄君
森中 守義君

委員

石坂 豊一君
黒川 武雄君
前田佳都男君
三木與吉郎君
最上 英子君
鈴木 強君
三木 治朗君
山田 節男君

國務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君
郵政大臣 寺尾 豊君

政府委員

法制局長官 林 修三君
郵政事務次官 廣瀬 正雄君
郵政大臣官房電 松田 英一君
気通信監理官 濱田 成徳君
郵政省電波 監理局長 濱田 成徳君
事務局側 常任委員 勝矢 和三君
会専門員 勝矢 和三君

説明員

郵政省電波 監理局長 荘 宏君
郵政省電波監 理局法規課長 石川 義憲君
参考人 日本放送 協会理事 前田 義徳君

本日の会議に付した案件

○日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書(内閣提出)
○放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(手島栄君) ただいまから開会いたします。

委員変更についてお知らせいたします。三月六日川村松助君が委員を辞任せられまして、その補欠に前田佳都男君が委員に選任せられました。

○委員長(手島栄君) 日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題といたします。

まず政府より御説明願います。

○國務大臣(寺尾豊君) ただいま議題となりまして日本放送協会の昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の国会提出について、概略御説明申し上げます。

日本放送協会のこれらの書類は、放送法第四十条の規定に基づきまして、国会に提出いたすものであります。

協会から提出されました昭和三十三年度の貸借対照表等の詳細は、お手元の書類の通りであります。その概要について御説明申し上げます。昭和三十三年三月三十一日現在における資本総額は四十八億六千三百余万円で、前年度末に比し六億九千三百余万円の増加となっております。また、これに

対照する資産総額は百二億七千八百余万円で、前年度末に比し十二億二千八百余万円の増加であり、負債総額は五十三億四千三百余万円で、前年度末に比し五億三千四百余万円の増加となっております。

資産の内容をみますと流動資産十三億五千六百余万円、固定資産八十二億九千九百余万円、特定資産四億九千二百余万円、繰り延べ勘定六千七百余万円、となっております。また、負債の内容は流動負債五億九千三百余万円、固定負債四十七億四千九百余万円であり、固定負債の内訳は放送債券二十億九千六百余万円、長期借入金二十六億五千三百余万円となっております。

次に損益につきましては、事業収入はラジオ関係百十三億二千七百余万円で、前年度に比し五億四千二百余万円の増加であり、テレビジョン関係は十三億九千四百余万円で、前年度に比し十三億五千四百余万円の増加となっております。

事業支出はラジオ関係百八億七千七百余万円で、前年度に比し六億三千三百余万円の増加であり、テレビジョン関係は二十一億五千三百余万円で、前年度に比し八億四千四百余万円の増加とな

ております。従いまして、ラジオ関係においては四億五千五百余万円の当期剰余金を計上しておりますが、これは、昭和三十三年度の収支予算において放送債券及び長期借入金の返還等に充当するため予定した額の五億四千八百余万円を若干下回っております。

また、テレビジョン関係においては、事業開始以来六年目に初めて事業収支の均衡がとれ、かつ、二億三千八百余万円の当期剰余金を計上しております。

以上で概要の説明を終わりますが、なにとぞよろしく御審査のほどをお願いいたします。

○委員長(手島栄君) 本日のところ本件に關しましては政府よりの概要説明の聴取のみにとどめておきます。

○委員長(手島栄君) 放送法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続いて御質疑のあり方はどうぞ御発言を願います。

○鈴木強君 私は個々の改正条文に入ります前に、一つこの際郵政大臣の御所見を承わっておきたいことがござい

ます。それは前回の委員会で森中委員からも御発言があったようでありまして、今回の放送法改正に至るまでの経緯について、吉田内閣の末期ごろよりこの放送法改正の問題が出て参りました

が、そのねらいは諸般の情勢から當時放送に対する政府の監督権を相当に強化したいこと、こういう基礎があつたと思ひます。その後臨時の放送法改正審議会等が持たれました、政府とし

ても慎重に扱い方を検討したようでありましたが、二変、三変、四変と変りまして、二十八国会に提案されたものがさらにまた修正されて今回出て参りましたが、今のところきわめて末梢的な改正になっておりますので、そう大きな放送事業に対する監督を強化しようという思想はございませんようです

が、しかしわれわれはあくまでも放送の中立性ということを、不党不偏というふうなことを、不党不偏というふうなことを明確に置いていただかなければ困ると私は思ふわけであります。後ほど総理にこの点は質問いたしたいと思つておりますが、特に戦前のわが

国の放送がNHKに独占的にやらせておたという経過、しかもその際は国際放送といわず、国内放送といわす、すべて検閲制度がとられておつた。場合によるとスイッチを切られて放送者が知らないうちに電波がとまつておる、こういうことがございました。そういうような経過からわれわれの心配というものはまだ消えておりませんので、この法案改正の前提として、そういう放送に対する監督権を今後とも政府は強化する意思があるかどうか、こういう点を一つ大臣から承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(寺尾豊君) 今回の放送法の一部改正法律案に対する御質疑並びに御所見として、その沿革においてかつては相当強い検閲等も行われた、また吉田内閣の末期においてかなりこの放送法に対する規制を強化するのでないか、そういう考えにもいつておつた

のがだんだんそういう懸念も薄らいで、それほどきつい統制あるいはその強化というふうなことはないようだが、というふうな御質疑並びに御所見であります。まことにそうした御見解をいただくことはわれわれとしても非常に意を強うするところでありまして、特に今回の一部改正につきましては、放送事業者がすべて自主的にこれを行うというのを主眼にいたしてやったわけでありまして、しかも放送法は、お示しのように、第一条に示されておる「放送の不偏不党、真実及び自律を保障すること」によって、放送による表現の自由を確保することであるいは「放送に携わる者の職責を明らかにすること」によって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること、こういう公共の福祉に適合するように規律をするということに全く根本精神を置いておるといふことは、今御意見の一端にもあつた通りでありまして、私もこの放送法の改正は必要最小限度にとどめてはおるけれども、この内容といふものは、自主的に放送事業者はその良識とその高い使命によって、よりよい放送番組を持ちますところの、たとえば番組審議機関といったようなものによって、放送する前、放送後において十分検討を加えていく、そういうことによって放送事業者自身みずからよりよい放送番組を放送していくというふうなことでありまして、その業務に關しまする報告というふうな問題もこれを一応資料を提出してもらいたい、こういうふうに非常に自主性を尊重いたしまして緩和をしていっておるといふことでありますので、この点についてはわれわれはあくまでも

ただいま鈴木委員が御指摘のような自主的にして、しかも放送事業者がその良識において自由に放送が行える、という放送番組を放送させるというところに最も重点を置きまして、さういふ案を作つた、こういうわけでございませう。

○鈴木強君 大臣の御所見がはつきりいたしましたので私たちは安心をいたしました。また率直に申して、当初の監督の強化という思想から申しますならば、今度政府が提案された内容は、先ほど申し上げましたように、その点は一応表面的に心配はないと思ひます。しかもさういふ方向に努力された大臣の事業に対する理解というものは私はこの際深く敬意を表しておきます。私が非常にさういふことを申し上げますのは、たとえばこれは、石橋内閣が非常に短命に終りまして岸内閣が成立した直後、石田官房長官が個々の具体的なプログラムについて干渉した事実があります。石田官房長官には一度この委員会にも来ていたが、私この点をたゞしたのであります。適当に逃げておりましたが、しかし御承知の通り政府がスポンサーになりました。民放あたり政府の時間を設けておるわけでありまして、その際に、今大臣がおっしゃつたように、番組編成の自主性というものは放送事業者にまかしてあるわけですから、政府が出したテーマに対してどういふ人を選定するか、出ていただく方々、こういうのは少くともスポンサーの意見も民放ですからありましようが、大体放送者の独自の立場でやられてしかるべきだと思ひます。ところがその選定をした講師に対して、あれはいかぬから

かえろといふような差し出がましいようなことを言ひ出したという事実もこれはあるわけでありまして。さういふことが、すなわち第一条第二号の「放送の不偏不党、真実及び自律を保障する」というふうな放送法の目的、この点からいって私は非常に行き過ぎじやないかといふことを當時主張し、追及もしたのであります。さういふことが必ずしも皆無だとは私は言えないと思ひます。ですからこの点は非常にさういふことであります。少くとも今後内閣がかつても、一つこの法改正の提案の思想として絶対にさういふことは今後ともないのだ、という確固たる保証を私はこの際とおきたいと思ひます。さういふ意味で大臣は御熱心にやられて、もちろん内閣がかつていくかも知れませんが、さういふ点は一つ十分その際は、これは先のことを言つて大へん失礼であります。現政府の思想として永久にこれを一つゆるぎないものとして引き継いでいただくように特に希望するのであります。この点大臣のお考え方をちよつと伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(寺尾豊彦) 御質問の御趣旨全く同感でありまして、さういふことに私のみならず、私がかかります場合の引継事項といつたにしても、この点については十分相談をし、またこの放送法第三条に示された「放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」といふことについては、これは確固不動永遠に残していくべきだ、かように考へておりますので、御趣旨に従ひましてさういふ方針をとつて参ります。

○鈴木強君 次に御尋ねしたいのは、今度の改正によつてNHKの経営委員の組織がかわるようでありまして、従来会長が経営委員会のメンバーに入つておつたのであります。これを今度はずしてあります。前回前田委員からはこの点については御質疑があつたのであります。私はやはり経営委員会のメンバーに会長がお入りになつておつた方がよろしい、という考え方をもちておるわけでありまして、その理由はさういふことではないが、やはり経営委員会全体が国会の承認を得て政府が任命する手続なつていと思ひます。同意を得て任命することに

なつております。従つてやはりこの放送の中立性といふことを考えた場合に、これは推測で大へん失礼かもしれませんが、委員の任命に當つて、たとえば時の政府の方針として一つさういふ面から放送にタッチをしてやろうじやないか、さういふことがかりに今大臣のお話でしたらばあり得べからざることであります。しかし将来にわたつてさういふ心配もありませんので申し上げるわけでありまして、この政府の意向によつて経営委員がきめられた場合に、さういふ場合に非常に危険性が出てくるということを私は考へます。従つてももちろん経営委員会の任命で会長がきまるわけでありまして、その理論は同じじやないか、さういふ御意見もあるかも知れませんが、しかし会長は会全体の執行の責任を負つていの方でありますから、私はさういふ最高責任者である会長が、経営委員会の正規のメンバーとしてお入りになつて、そして自分の持てる考え方を十二分に経営委員会に反映し、みずから責

任をもつてそれを実施する、私はさういふ運営の方が非常によからうと思ひます。前回田中郵政大臣のお話によりますと、国鉄あたりもさういふことになつておらぬとか他の例を引用されておりましたが、この点はわれわれ日本の政治家が、とかく議決機関と執行機関といふものをあまりに明白に分け過ぎるに思ひます。たとえばアメリカのデトロイトあたりに私行つてみたんですが、あそこ市長というのは、議会の議長が事故ある場合は市長が議長の代理をする、さういふふうな何つておられます。先般オーストラリアから参りました上院議員のお話を聞きますと、上院議員でありある市の市長をして、さういふふうなことも現実に行われておるのであります。私は必ずしも議決機関と執行機関といふものを明確に分けるといふことは、われわれの通念的な頭の中ではないかと思ひます。現に電電公社あたりの経営委員会には正、副總裁が経営委員会としてお入りになつておる。さういふ点から見まして、あえて私はNHKの経営委員の中から会長をはずすといふことは當を得ておらないのじやないか、さう思ひます。もちろん会長は委員会に出て発言をすることができることになつておられますので、さういふ面から見ると多少融通性があるようでありまして、しかし経営の責任者でありその方が決定をする方針に参画するといふこと、そして正委員として責任をもつてやるというところの方が、会今後の運営としてよからうと思ひますのであります。なぜ会長を経営委員からはずした

のか、その理由を一つ承わりたいと思
うのであります。私ももちろん理由が
はつきりしますならば固執をするので
はありませんが、私の思想は、やはり
会長が経営委員会の正式のメンバーで
あった方がよろしいという考え方を強
く持っているものでありますから、こ
ういふ御質問をするわけでありませ
うが、この点一つお答えいただきたく
思います。

○国務大臣(寺尾壽君) このことは私
は確かに御質問の中にある御所論のよ
うなことは、一つのりっぱな御意見だ
と思ひます。ことに前回も前田委員の
御指摘のように、会社の経営といった
ような場合における、こうした今御指
摘のような機構をもつてやるといふ場
合が非常に能率的だと、実際のだとい
うようなことも私は確かにあると思ひ
ます。ただ現在の経営委員会というも
のが協会のいわゆる方針を決定いた
しますが、そのいわゆる方針を定める
議決機関であるといふことのほかに、
役割はそういう使命のほかに、この業
務の運営を指導統制をする、こうい
つたようないかにも執行機関であるか
のとき感じを与える面がある。この点
は、やはり公共事業である公共放送と
いったような高度の放送事業というよ
うなものに対しては、やはり議決機関
は議決機関として、はつきりしてお
う方がよくはないか、こういうことと、
会長はやはり執行機関の長としてこの
経営委員から一応はずしておいて、そ
して常時必要に応じてその経営委員
の会議ごとに出て、発言権は自由だ、し
かしその所屬するところは、やはり執
行機関としての責任を持つていくとい
うことにおいて、議決機関と執行機関

というものを明確にしておいて、しか
もその会長は執行機関のヘッドである
から、そういう形をとる方がよくはな
いか。これはいろいろの検討、また多
数の意見等を徴しまして、やはりそう
することがよくはないか。この会長の
任命等は経営委員会において決せられ
るといふようなことにもなっておりま
すので、この点、会長を経営委員から
はずしまして、議決機関の長としてそ
の所屬をはつきりしたい、こういうこ
とでありますので、私どもの考えとい
たしましては、そうしてはつきり区別
をしておく、その責任を明確にしてお
くといふことがよいではないか、かよ
うに考えたわけでございます。

○委員長(手島栄君) 総理大臣の御出
席がありましたので、これより放送法
の一部を改正する法律案に関し、総理
大臣に対する質疑に入ります。

御質疑のある方はどうぞ。
○鈴木強君 総理大臣、大へんお忙し
い中においていただきましてありがた
うございました。

実は本委員会に放送法の一部改正法
案が上程されておられることは御承知の通
りでございますが、この放送法の改正
は、非常に最近の電波事業の飛躍的な
発展から見まして、きわめて重要なこ
とだと思ひましたので、わざわざ総理
の御出席をわずらわしたのでございま
すが、私は二、三点について総理の御
所見をこの際承わっておきたいと存じ
ますが、その一つは放送の中立性と申
しますが、放送というものが、あくま
でも放送法の第一条にも明定されてお
りますように、放送の不偏不党、そし
て真実と自律を保障すること、こうい
う明確な規定がございます。従つてこ

の精神にあくまでものつとめて、放送
をやらなければならぬと思ひわけであ
ります。しかしこの今までも改正法
案が提案されるまでの経過の中で、私
たち非常に心配しておりますのは、御
承知の通り吉田内閣の末期ごろだと思
ひましたが、放送法の改正が盛んに主
張されました、当時のわれわれが把握
する情勢としては、やはり放送事業に
対する政府の監督権を相当に強化して
いこう、こういう思想が出ておったこ
とは、これは明らかであります。

その後世論の攻勢もありまして、臨
時放送審議会等も設けられて慎重に御
検討の結果、その考え方がやや後退を
して、ずっと石橋内閣から岸内閣等こ
の問題が持ち越されて参りましたが、
この出でる今の改正法案の中心から
見ると、われわれの危惧は解消をし
ていて私は思ひます。ただこの条文
の中からそういう点が解消している
としても、必ずしもこの問題についてわ
れは安心はできない。従つてこの際
内閣の総理大臣である岸総理にお伺
いしたいことは、あくまでも第一条二項
の目的に沿つて、不偏不党のもので
あるし、真実と自律を保障するもので
ある、こういう理想に立つて、今後と
も一つ放送事業に対しては、かりそめ
にも政府からこの監督を強化すると、
こういふような思想をお持ちになつて
いただかないようにしていただきたい
と、私は念願をしておるわけでありま
すが、この点総理の御所見を承わら
ないと思ひます。

○国務大臣(岸信介君) 放送というこ
とは、私が申し上げるまでもなく、一
国の文化、経済、政治各方面に非常な
影響力を持ち、重大な意義を持つ問題
であります。この意味において、一面
において非常に公共性の強い事業であ
るといふことは当然である。同時にそ
ういふものでありますから、これが中
立性をもつていかなければならぬ。そ
の中立性を厳に体していかなければな
らない。政府がこれに対していろいろな
監督統制を加えて、その中立性を侵す
ようなことがあつてならないことは、
今鈴木委員の仰せの通りであります。
従つて放送法の中にもその趣旨を明瞭
にしており、また今回放送番組の編成
の準則に関する規定におきましても、
政治的に公平であること、あるいは真
実を曲げないよういふ事実のまゝに報道
する、あるいは意見が対立する場合に
おいては、両方それを各種の角度から
公平に国民に知らせようとする。いろ
いろこういふ点におきましても特に意
を用いていこうといふことも、この中立
性の確保という趣旨に出るものである
ことは申すまでもないのであります。
政府としましては、その趣旨を十分貫
くように今後といふこともやつていき
たいと考えております。

○鈴木強君 総理は御存じがなかつた
かもしれませんが、あなたが第一次岸
内閣を組閣された当時の官房長官が石
田博英さんだと私思ひのであります
が、ちやうどその当時文化放送です
かを通じて政府の放送の時間というの
をとることになつたやうであります。こ
ろが放送法からいいますと、政府から
与えられたテーマに対して出席する講
師その他技術的の運営については、や
はり民間放送の自主性にまかされてお
るのが建前になつてゐるのでありま
す。ところがたまたまある放送会社で
放送する場合に、選定をした出席者に

対して時の官房長官から横やりが入つ
て、事実その出演者を変へたという
ことがございます。この点は当時私
の委員会に石田官房長官の御出席を
いただいて追及したのであります。が、
適当に逃げておられたわけでありま
すが、その事実は事実としてございま
す。その事実が、そういつた点が
どうも、政府の時間を持つことは私
たちはけっこうだと思ひます。ただし
し、あくまでも放送法の精神に基いて
おやりになつていただきませんと、政
府がどうもさしでがましい干渉をして
くる、こういう空気があるわけであ
りまして、私はそういう経過からし
て、非常に放送の中立性というものを
われわれこの委員会としては特に最重
点に論議をしております関係で、今後
そういうことが再びあつては困る、こ
ういふ強い考え方を持っております
ので、そういう経過のございましたこ
とも一つ御了承いただきまして、ぜひ
とも今総理のおっしゃつたやうな放送
に対する不偏不党、中立性の堅持、こ
ういふ点については今後とも一つ十分
御配慮いただきたく思ひ次第であり
ます。

次にお尋ねしたいのは、最近非常に
テレビが発達をして参りまして、御承
知の通り昨年の予備免許を与える際
におきましても、多数の出願者があり、
これを少いチャンネル・プランの中で
どう許可していくか、こういう問題が
重大問題になりまして、当時の田中郵
政大臣も苦慮されたやうであります
が、しかしその後大臣がおわかりにな
りましてから、一応予備免許を与え
て、今日着々準備を進めておるよう
であります。その際、私は今の放送の

中立性という見地からいたしまして、やはりマス・コミの独占というところを非常にまずいことだと考えております。たとえば新聞を経営する人が放送もやりあるいはテレビもやる。こういう姿が出て参りますと、勢いマス・コミの独占、それから金持であれば自由にできる、そういうことであります。非常に放送の中立性と申します。そのうち、そのうちが争かされて参りますので、われわれは一社独占という姿をなくするように強い意見を出したわけでありまして、幸いにして予備免許當時に、一つの条件や注意事項や要項事項をつけて、郵政省は免許を許可したのであります。その際につけられた特にこの条件、いわゆるマス・コミの独占排除という思想はやはり今後ともえども堅持していかなければならぬと思ふわけでありまして、この委員会は前回公述人のおいでをいただきました。言論界その他経験者皆さん方からいろいろな意見をお伺いいたしました。その際にも郵政省がとりになったマス・コミ独占を排除するという条件についてはきわめて適切である。できるならばこの条件が最近多少くずれるような傾向もあるので、法改正の中で明確にしておく必要があるのではないか、こういう意見も出て参つたのであります。私もその点はまことに同感であります。できるならば法律を改正して、そういうたマス・コミ独占排除の法文化を明定して、今後そのことのないようにする措置をとられることが適切な方法ではないかと思ふわけでありまして、これらの点につきまして総理の御所見いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(岸信介君) このラジオやテレビ放送の、先ほど来お話がありましたが、非常に重要な意味を持したように、非常な中立性を確保していかなければならないというこの気持ちに立つて考えますと、今おあげになりまして、マス・コミを独占して放送事業が営まれるというよりなことに参ります。やはりその一社なり一事業体の意見というものが支配的に一定の地域やあるいは国全体に影響力を持つというところになるおそれがあるわけでありまして、この独占化についてはこれを極力抑えていくという従来の方針は私は正しいものと思ひます。ただこれを直ちに法律に明定したがいかにどうかというところにつきまして、は、なお立法の問題として考究して参らなければならぬ点があると思ひます。方針としてはそれを貫いていく考えでございます。

○鈴木強君 非常に時間が制約をされておりますので次に参りますが、私は国際放送の問題についてお尋ねをしておきたいと思ひますが、現在の放送法上、民放といえどもNHKといえども国際放送をやることについてはこれを制限してありません。しかし現実にはNHKはこの国際放送をやっておりますが、法律の解釈からいたしまして多少不明確な点もあるわけでありまして、おわれわれは少くとも国際放送は日本の国内事情を外国に伝えて、各国間の友好親善をはかるということも一つのねらいでありましよう。また海外に在留をする日本の邦人に対して、祖国のニュースや情報をお知らせするということも大きな任務だと思ひます。従つてこういう立場からいたしますと、

協会に政府が命令をして国際放送をやることができる、こういう条文は正しいものであるし、またその費用については当然政府が負担をすべき、こういうことではなからぬと思ひます。何回か問題になっておりましたが、法文上の多少の解釈の相違等もありまして、NHKがやる部分はNHKがおやりになる、政府がやる部分については国が負担する。法文上も国会が承認した範囲内において国際放送をやるのだ、こういうふうになつております。が、しかし現在NHKは十五方向、十五時間の放送をやっております。そしてこの放送は当然郵政大臣から協会に対して命令書が出ます。この命令書を見ますと、明らかにたとえば三十三年度、本年度の例を見ますと、十五方向、十五時間とはつきり書いてあるわけでありまして、そうしてその費用が少くとも五億程度はかかつておるわけでありまして、ところがこの費用が毎年査定を大幅に受けて、ことしはたしか八千万円くらいしか出ておらないわけでありまして、で、三十四年度の国際放送の予算を見まして、当初NHKから郵政省に対して、国際放送を十五方向、十五時間でやりますと、国が負担していただく額は五億三千二百八十万円になりますと、こういう要求を出しておるのであります。それが郵政省段階において二億八百万円くらいに減らされておられます。結局、政府が支出するのは九千三百万円程度になりまして、これでは、命令して十五時間十五方向に対してやれという、その命令と金が合わないことになりまして、非常に無責任な命令書を出して

ると私は思ふわけでありまして。従つて、国際放送の重要性を認識している政府が、この国際放送に対する予算をこれほどけちけち削るのは、どういふところに理由があるのか、私たちがどうも納得がいけないわけでありまして。しかも、この五億なんばかあるうちで九千万円程度しか出してくれませんので、残されたものはNHKが負担をして、いわば国内放送の聴取者からなる放送料によつてこれをまかなつていくという、こういう矛盾があるのであります。国内の聴取者は国内に対する放送をよくしてもらいたいという希望を持つてゐるにもかかわらず、そのことに使われずに国際放送に使われておる。しかも一方には料金の値上げを今回十八円やる。こういうふうな矛盾がございまして、われわれは何回かこの問題について郵政大臣にもお願いしておつたわけでありまして、今年もきわめて大幅に、五分の一度に予算が削減されて、これでは私は国際放送の使命というものが達成できないと思ふわけでありまして。こういう点については、総理として十分この予算編成にはタッチをされたと思ふわけでありまして、どうしてこんなに大幅に減らすのですか。

○国務大臣(岸信介君) 国際放送はいふまでもなく公共的な放送であり、そういう意味において、放送法によつて設立されたNHKにこれをやらしておるわけでありまして、政府の命令した事項については、必要最小限の交付金なり補助金が行くという建前になつておると聞いております。今おあげになりましたように、命令と内容が、費用と政府の交付する金との間にギャップがあるという御指摘であります。が、実は詳しいその点についての何につきまして、大体NHKのやつておる海外放送については、NHKがやる分と命令でやる分とがあつて、命令でやるものについては政府がその費用を分担するといふ建前のように従来私承知をいたしております。なお、御指摘の点につきましてはもう少し検討してみまして、特にNHKに非常な負担をかけ、政府の命令通りのことをやらしておいて負担をかけるということのないように、検討してみたいと思ひます。建前としては、今申しましたように、NHKのやつておる国際放送のうちには、命令の分もあればNHK自身の分もあり、その区分に従つて政府は必要なるものを交付してゐる、こういう建前のように実は何つておりますが、なお検討いたします。

○鈴木強君 総理はまあ、こういうことまいといへばこまかいかもしれませんが、そこまで御存じないかもしれませんが、しかし実際にあとから見て下さい。命令書は十五方向十五時間と書いてあるわけですから、その十五時間の間に放送しろということでしょう。その十五方向十五時間のうちで一時間なり二時間なり時間を切つて、そうして政府の支出した八千万円なら八千万円の範囲でやりなさいということならいいのですが、命令書はそういうことではないのです。そういう無責任なことをやられては困るので、一つ来年の予算については考えていただきたい。もう時間がなくなりましたが、二三分……これは放送法と直接関係がないかもしれませんが、しかしマイクロウェーブの問題等からして電電公社の

問題に關連がありますから、ちょっと総理にお考えを聞いておきたいと思いますが、御承知の通り、電電公社はその公社法が制定されてから、七年目になっております。この電電公社法が制定された当時は、あなたの弟さんの佐藤さんが大臣でありまして、よくその趣旨は御理解いただいておりますけれども、少くともこの公共企業体に切りかえたということは、経営はあくまでも電電公社にまかせて思う存分やらせる。そうして能率を上げ成績を上げサービスをよくして、国民の期待に沿うように努力をしていく。しかしそういう努力に報ゆる従業員の待遇の問題なり、あるいは労働条件の問題なりについても相当配慮をしていただくということが公社法の本質です。ところが最近の事情は、予算委員会でも昨年あなたに質問したときに、電電公社は非常に他の公社に比べて成績を上げておるといふことは認めていただいたわけでありまして、しかし待遇の面につきましては、一般公務員との権衡論があつて、意見が分れてしまつたのであります。しかし今日三十四年度の予算を見ましても収入が千八百六十五億円なんです。政府から出して下さる建設資金というのは、公算債二十五億と預金部資金二十五億で五十億です。八百五十億の建設資金のうちそれだけなんです。今電話は六十万増強しておる。五年前に申し込んだ人が引けない。しかも毎年三十万の新規の希望者が出る。ところが公社が引けるのは二十五万で、五年たつと八十何万ということになってますます電話は増強になる。ですから問題は、文化の先端を行く、産業経済の中心となる電気通信事業と

いふものをどんどん促進していくというところが、大きく言えば日本のためになる。ですからもつと積極的に政府に建設資金を出していただくなければならぬわけでありまして、御承知の通り非常に少い。今年は六百三十九億、設備負担法等がありますからそれを入れても六百三十九億が自己資金で、外部資金が二百一十一億合せて八百五十億というふうな、こういう建設資金の求め方になつていくわけです。そうして従業員は千八百億近い収入をあげて努力をするのであります。待遇の面につきましては、最近においては一般公務員との均衡論ばかり出てきまして、一昨年の仲裁裁定にとられたような措置によつて勤労意欲がなくなつてしまつておる。ですからテレビにしましてはたくさん引きたい人があつたに、公社のマイクロウェーブのチャンネルを使うわけでありまして、そういう予算も思うようにとれないということ、これがまた放送事業にも非常に重大な關係を持つておるわけでありまして、ですから私はもう少し電気通信事業といふものに対して政府が真剣にお考えいただいて、六十万の増強と年間三十万の新規需要を充たし得るような方針をつきめていただきたいと思います。今年は自由民主党の政調部会の通信部会である程度拡大の方向に、与党の委員の皆さんもだいたい心配していただいております。結論を出して予算折衝に當つていただいたようであります。が、思いきりこれを切つて参りました。公算債も当時百億くらいはいないだらう、運用部資金も百億くらいというふうなことをわれわれは聞いておつたのであります。それが最初はゼロ

だつたのですよ。やつと第二次の復活で二十五億認められたという。これではあまりにも労働だけをいして生産を上げさせて、その生産の上つたものはみな建設資金に持つていつてしまつて従業員の待遇には向けられない。これは公社法といふものを作つた意味がなくなつてしまふ。公社法の再検討論といふものがここに出てきているのです。時間がなから多くを申し上げませんが、これは一つ総理みずからこの事業に対する御研究をいただいて、そうして何とか、非難ごうごう、何でも電話がかかぬのだといつて毎日窓口で文句を言つてくる。ときには暴力でやつて来るというふうな、そういう状態を一日も早く解消していただいて、電話が申し込んだらすぐ引けると、こういうふうな形になるように今後一つ総理の絶大な協力を私たちが期待しているわけでありまして、簡単にけつこうでありますから御答弁をいただきたいと思います。

○国務大臣(岸信介) 電気通信事業のこの重大な使命は御説の通りであります。電電公社を設けましたゆゑに、この国営のときと違つて、十分自主的、能率的に運営をさせるといふ趣旨に出ているものではないかと思つて、そうして私は電電公社の事業の運営の状況を今まで聞いておるところによりまして、その趣旨に沿つて実績を上げておられるように思つております。しかし現在の状態ではいいのか、あるいはさらに国家もこの電気通信事業の重大性にかんがみまして、この電電公社の努力と相呼応してさらに積極的な方策を考へるべきかという点につきましては、今後十分に検討いたしまして、この使命を十分果すように一つ考えていきたいと思つております。

○森中中義君 先だつての委員会で、若干党内の意見の調整を必要とするために、山田委員の発言を保留しておきましたが、その後調整ができましたので、当時の山田委員の発言と、今から山田委員が行わんとする発言に若干の重複する点があるかも知れませんが、その点あらかじめ御了承の上、山田委員の発言の継続をお願いしたいと思つております。

○委員(手島栄吉) どうぞ。

○山田節男君 ただいま議題になつておりますこの放送法の一部改正法案であります。これは総理も御承知のように、従来日本は公共放送一点張りであつたわけでありまして、終戦後民間放送も許すということになりました。昭和二十六年以来この民間放送といふものが事業経営をいたしまして非常な発達をいたしました。今日は公共放送のラジオが二百九局に対して民間放送は百一局。さらにまたテレビジョンにおきましても、これもまた民間放送が始まりまして、この四月から発足すべく現在予備免許を与えられているテレビ放送局、これもまたNHKが三十八局、民間放送におきましても四十六局といふものが実は発足するわけでありまして、総理御承知のように、東京都内におきましては今日六つのテレビジョンがダイヤルを回せば見えるというところになつております。そういう工合で、放送業界といふものは民間放送と公共放送とが共存の建前を日本の政府がとることになりましたので、しかもそれが非常な事業形態としての発達をいたしました。われわれ憂へているこ

とは、この民間放送と公共放送との共存共栄、少くとも国民の経済、文化、政治、あらゆる面に非常な密接な關係を持つております。これをどういふやうに調整するか、おのおの進むべき道をいかにして伸ばしていくか、こういうことが大きな問題である。従いまして当時かほどの民間放送事業の発展を予想しなかつた、わずかに三方糸しか民間放送に關する規定のないこの放送法は、どうしても改正しなくちゃならぬ。これは民間のラジオ放送が始まりまふと同時に、これは民間のテレビ放送も十分な認識をされておつた。そこで過去もすでに六年以来この放送法の改正といふことは朝野の問題になつておつた。そこで鳩山内閣の村上周政大臣のときに、どうしてもこれは踏み切らなければいかぬといふので、遂に政府も踏み切りました。鳩山内閣のときの村上周政大臣が、ついに臨時放送法審議会といふものを作りまして、もう少し根本的な今日の放送業界の一般に現実にミットするような放送法といふものを案を審議し、その答申に基いて出しましたのがこの鳩山内閣の末期における村上周政大臣の一部改正法案でございます。それを見ますと、われわれが、今日国民全般的な放送を根本的に改正しなくちゃならない、こういう興奮にこたえておるかと思つて見ますと、その条項を一つ一つはまらず見ましたところが、まず第一に感じますことは、いたづらにこれは言論の統制をする。それからたとえばNHKに対する立ち入り調査権を持つ。こういうたような、あるいは資料提出、報告を提出せしめる強制規定であるという工合に、先ほど鈴木君も申

し上げましたように、われわれ国民が放送自由の表現という立場からは、絶対にそういうものについては、これは一つのタブーであるというもののみにふれておるような感じがいたします。根本的問題にふれていない。そこでこれが二十八国会、三十国会、さらに今回提出せざるを得ないような審議の破綻を来しておるわけでありまして、そこで私は総理にぜひこれは御意見も承わり、お願いを申し上げたいと思ひます。これは、この放送法についてはこれほどもうすでに深刻になつてきておるのであります。まず第一に公共放送というものはどういふ使命を持つたものかという目的を明確にするということが必要だ。これは法律に基く、いわゆる特殊法人であります。一種の公社であります。パブリック・コーポレーションであります。それは全然この法律には明確になつていないといふところにいろいろの問題があるのであります。そうしてまたその明確になつていないことから、たとえば経営方面におきまして、先ほど鈴木君の言いました国際放送の問題にいたしましても、国が一体国際放送は国策としてやつてゐるのかどうかといふことであります。そういうような線からいたしまして、今回のこの一部改正法案といふものはいたずらに末梢的のものである。しかも言論統制とかいふゆる悪い意味の言論統制に陥る、という非常に危険性があるわけでありまして、そこに私どもは非常に危惧を持っております。従ひましてこういふたような末端、末梢的な法律よりもむしろ先ほど申し上げましたように、今日この民間と公共放送とがせり合つて、もう、一つ

の無政府的な混乱を来したつてある。これをどういふように規制するかといふことの放送法の根本的な私は改正が必要である、かように思ふのであります。すけれども、これは、総理として、こゝういふ放送法についての詳しいことはご存じないことはもちろんであります。が、少くとも、あなたがこの民主的な民主主義に徹して日本の政治をやつていふことをしはば御披露になつてゐるのでありますから、この放送法の根本的なそういう意味における改正等につきましても、これは私は一日もゆるがせにすべきものでない、かように考へるのであります。総理のお口を通じて、こゝういふ末梢的なものでなく、もつと根本的なものを、あるいは言論統制とかさういふものじやなく、いわゆる行政といふことによりまして、非常に国民に密接な関係のある民間放送と公共放送との関係を規制することによりまして、結びつきを、発展の道をたどらせるといふことが必要であると思ふのであります。この点についてあなたは、今回のこゝういふような末梢的な法案でなく、根本的な、一つあなたは内閣の首班として、そゝういふことをお考へになる必要があるのじやないかと思ふのであります。その点に對する御所見を承わりたい。

○國務大臣(岸信介君) 放送事業が持つておる非常に重大な意義、使命といふものを考へ、また日本の放送事業が特に戦後急速な発展をしてきておる。そうして一般民間放送と公共放送との二本建てでできておる。また新規の事業として、これに對する事業方面の意欲も非常に盛んであり、またこれを利用して広告の価値も非常に大きい。国民

も非常にこれに興味を持つておる。こゝういふことから考へまして、現在のこの放送法といふものが実態に適合しないところがあり、根本的にこれを再検討する必要があるのじやないかという御趣旨でございまして、私も今回のこの改正は最小限度の改正といふことを実は企圖しておるわけでありまして、根本的の改正については、將來これがさらに検討を要する大問題であると思ひます。もちろんさういふふうなこの放送事業につきましても、そのその基礎になりまして放送法の規定いかんによつては、憲法上の表現の自由であるとかいふものにも関係を持つてきます。さらにはこの放送法のあり方いかんによつては、放送事業のこゝういふ発展の道程にあり、国民に非常に影響力の大きい問題を、もしも適当な法制を立てることを得ないとする、非常に弊害を生ずるわけでありまして、現にこの改正につきましても審議を設けて各方面の意見を聞いて、現在の状況に應ずる少くとも最小限度のものは、これだけのことはしなきゃならぬといふ結論を得て提案をいたしておるわけでありまして、根本的な問題についてはさらに各方面の意見を十分に尽して検討の上に將來考へていきたいと思ひます。

○山田節男君 それから、次に先ほど申し上げましたように非常に放送事業が発達いたしましたことの一面には、この戦後における科学技術の発展、発達といふものが非常に寄与してゐると思ひわけでありまして、ことに電子光学が発達いたしました。従来の電気通信といふものが一つの革命を起して、いわゆる国内的な電信電話業務にいたし

ましても、これはほとんど無線といふものを使うようになってきてまして、ドイッのごときは電話にもテレックスといふものが非常に普及して使つておる。さういふ工合にこの従来のような電気通信業務ではない、この電波の使用といふものが電気通信業務といふものにつかまはれて非常に重大なものである。従つて、今のままだに電氣通信行政をしておきますと、このままでのような行政組織では非常に混乱を来たす。たとえば電波にいたしましては、防衛庁あるいは警察あるいは運輸省の港湾局、あるいは農林省関係では漁船の無線業務、今日も数々のものがあつた。日本は戦後今日約三千万五千ばかりの無線の免許をやつておる。アメリカにおきましてはもう五千万を余る免許、この無線の免許行政といふのは莫大なものである。さうなつてきますと、従来郵政省の内局の電波監理局といふやうな、こゝういふやうな一機體でいふのかどうかという問題であります。これはアメリカにおきまして一九三四年に通信法を作つて、それから各省にばらばらでやつておつた無線行政といふものを、どうしても統轄しなくちゃいかぬといふので、この通信法によりましてFCCすなわち連邦通信委員会といふものを作つて、これがいわゆる内閣の外局にありまして一種の会計検査院的なものであります。といふのは立法、司法、行政といふ三つの――たとえば免許といふ国民のいわゆるパブリック・ドメイン、国民の共有物であるといふことで、これは電波の用語でスペクトラムと申しますが、これをこまかく切つて免許を与えるのであります。しかも国民に對しての、所有物

を手えるのであります。さういふやうなことを、いろいろな方面から一種のこれは特殊な行政でありますから、どうしてもさういふ広大な、しかも政治的な干渉を受けない行政官庁がいいのであります。私もこの電波法あるいは放送法を作りまして同時に、この電波監理委員会、これはもちろん当時の占領軍政下におけるわれわれとしてアメリカのサゼーションを受けたのでありますけれども、これはアイデアとしては非常にいいわけでは。ところが遂にこれの責任の所在が明らかでないといふので、これを郵政省の中に入れたのであります。今申し上げましたように非常に膨大複雑、しかも国民の権利義務あるいは治安、文化等に關係する行政でありますからして、どうしてもこれは私は時の政治力に左右されない独立な、やはりこの行政官庁を作つて、さうして公正な、しかも国の目的の達せられるやうな、さういふ今日變つてきた電氣通信行政全般を私は所管する官庁が必要なんじやないかと思ふのであります。過去、この電波監理局を郵政省の中に入れましたので七年有余になつておりますけれども、テレビジョンの予備免許をめぐつてのまことに暗躍明動、これはおそろしく総理の耳へも来てゐるでございまして、実に激甚な競争、しかも一方におきましてはこのマスコミのメディアの独占化といふことが実にわれわれとして憂うべき状態になつてゐる。ですからこゝういふやうな特に一つのものをやる必要があると思ふのであります。大臣としてこの方面にあるいはあまりお通じになつておらぬから即時の御返答でいいいかもしれませんけれども、しかしあ

○國務大臣(岸信介君) 今山田委員か

ら御意見を承わったのでありますが、言うまでもなく電波に関する科学技術の発達、また電波そのものに対する各方面からのこの観点から、この行政というものの公正な運営を考えていかなきゃならぬという御意見につきまして、私も全然同感でございます。ついではこの行政機関を総合すると同時に、その中立性を明らかにするような機構を考えるべきではないかという御意見であります。これは一般の行政機構の全体の問題としてわれわれは行政機構改革の問題を取り上げて、それぞれその面の審議会等に目下付議いたしております。その電波行政の問題につきましても御趣旨のような点を含んで将来検討して参りたいと思ひます。

○山田節男君 最後に、これは実は御

令弟の佐藤大蔵大臣にも一緒に実は御質問を申し上げた方がいいかと思つたのでありますが、総理に御質問申し上げますが、ことはこの日本の無線国策にとりまして最も重大な年であります。と申しますのは今日電波科学が非常に発達して参りまして、従来のこの有線あるいは同軸ケーブル等でやるような時代は、過ぎたとは申しませんさらに復活をしつつありますけれども、無線の電波の国際性というものが必要に通信国策として重要なものになつてきたわけです。これは、I T U と申しますが、国際電波通信連合の会議が大正四年ごとにあります

が、一九四七年はアトランティック・

全権會議が開かれる。その前にこの八

月からは無線通信の主管片会議がある、またこの來たる五月には東京におきまして、エカフェスなわち国連のアジア極東經濟委員會の一部門としてのＩＴＵ関係の會議を開くのであります。どうも従来日本におきましては、戦前からそうでありましたけれども、通信国策のことに関して非常に無知であります。しかも手おくれで、戦前におきまして日本の海外の通信はデンマークのグレート・ノーザン、大北ケーブル株式会社、あるいは英連邦系の会社あるいは無線線におきましてはドイツ、こういう工合に全部牛耳られて、國際通信に関する限り日本は全く植民地化してきておったのであります。電波というものが發達して参りました、

國際的な通信に關する限り、無線通信

に關する權利の獲得ということとは実に競争激甚でございます。一九五五年に私は今の郵政大臣の寺尾君と新谷君などと一緒にアメリカに参りまして電電公社と国際電信株式会社、このために私どもも是に向うに行ったのでありますが、そのときもこのブエノスアイレスの會議には日本はぜひ一つ總力を結集して少くとも理事國になり、電波の有利な獲得をしなくちゃならぬということをやつて、当時佐藤榮作君が電気通信大臣と郵政大臣を兼ねておられました。私そのことを申したのであります。遺憾ながら力及ばずいたしましたので、政府もあまり援助いたしませんので、日本は理事國になり得なかつた。それが十

信託株式会社会は、いわゆる国際的に

波紋というものを朝り当てられておるのであります。それを得られませんかやはりその商売はできない。また日本のラジオ聴取者にしまして、ソ連とか中共というのが非常に今日無統制な強力な発信をいたしますので、北海道から鳥根県、ほとんど日本海に面したこの方面におきましてはラジオの聴取も困難である。あるいは北九州方面におきましては、沖繩あるいは中共の強力な電波発信のためラジオも聞けないという状態であります。こういうようなわれわれが非常に困っているときでありますからして、国の通信政策からいたしまして、どうしてもこの今回のめったにないいろいろな会議に対しましては日本は全力を注いで、少くとも

も監理事国の一員にならなければ

ならない。のみならず、アジアにおけるわれわれは指導的立場とは申しませうが、事実におきまして日本はすべて……、これが前回におきましてはインドやパキスタンに理事国をとられ、日本はとれなかった。これが何としても政府のこれに対する関心と援助がなかったからであります。今回はこういうようなことを繰り返してはいかぬと、私も通信委員会の諸君もそうでありますが、諸君はこれに對しましてできるだけの援助をして政府の力を借りなければならぬと思つておつたのでありますけれども、今回この郵政省の予算として出されたところを見ますと、少くとも最も重要な三つの會議を

それと重野大蔵が四千二百万円に

九百万円。ことに無線の主管官會議におきましては、國際周波数の登録委員會と申しまして、これに入るからゆるやかといふことは、今後の日本が有利な電波周波数をとり得るかどうかといふことのきめ手になるんです。それから全権會議におきましては、今のようには監理理事國になるかならぬかといふことが、今後の日本の通信國策に非常な影響を持つのです。こういうようなことで、九百三十万圓くらいの金を出して、そういう重大な使命を果そうといふよりなことば、私は國際會議に対する政府の無関心と申しますか、無知と申しますか、まことに私ははたえに之を覚えるような感じがするのであります。多額の費用が費せられるので

予算の問題であり、まずこれを解決するにわたる。

交政策をやる、あるいは大いにこういふ点におきましては従来関心を持っておられるようなことを申しておられなにかかわらず、こういうような予算案におきまして無関心な態度が現われていることはまことに遺憾であります。どうでしょう、これは、総理大臣として、この千載一遇とは申しませんけれども、七年に一回きているこのチャンスをおきまして、金や節約を逸するといふことはまことに私は残念だと思ふのですが、総理として、いろいろ事態にあることに對してどううお考えをお持ちしているか、御所見をわりたいと思います。

ては日本が参加して、日本の地位を

議において確保するように方針とし進んでいくということをしなければならぬという立場に立つて、実はジャーナルの全権会議またジュネーブに於ける無線主幹庁会議、また東京に於いて行われる会議につきましても、それぞれ必要な経費として政府の予算上に、また東京のなにかにつきましても電電公社におきましても相当な予算支出するように承知いたしておりす。今御指摘のように、この金額が常に少いのじゃないか、これでそう重大な使命を達することを考えるというのは、非常に政府がむしろこれの会議の重要性というものに對して認識を欠いておるゆえんではないかというお話でありましたが、私はもち

んこれらの会議というものは非常な

要性を持っており、特に先ほど来おのありました電波、そのことは国際に非常な重大な関係があり、また目としては日本の技術なりこの方面にける研究やその他の点の進歩の点か考えまして、十分国際的な重要な地をもつて世界的に貢献ができ、日本身の立場も十分に確保できるようにしていかなければならぬ、こう思っています。

ただ、予算が果してこれで十分であるかどうかということにつきましては主としてこれが旅費を中心としてのにでありましょうから、従来の予算成の基準によって作ったものだと思います。しかしさらにこれらの仕事を上において、どうしてもこれだけ

経費が要するということでありませうならば、その活動に助けるに必要な経費の支出については政府としてももちろん考へなければならぬ。一応の見解としてはわれわれとしてはこれらの会議を重視してそれに必要な経費を盛ったという事でございまして、果してそれで十分であるかどうかにつきましては、なお主管庁とも十分に一つ打ち合せをしたいと思います。

○森中守義君 総理にお尋ねしたい第一の問題は、今日公安調査庁あるいは警察庁における公安関係、警察庁における公安関係等が思想の調査を行なつて、あるいはこれに関する情報の収集や資料の収集を行なつていふようでありませう。かつまた図書あるいは出版の検閲等も行われているのではないかと、さういふことがしばしば両院の法務委員会あるいは人権委員会等において問題が提起されておりますが、先刻総理が御指摘になりましたように、さういふ国の行いというものは明らかに憲法二十一条の違反でありますのみならず、最近におけるさういふ姿なき言論あるいは思想に対する弾圧は公然と表に出て参つたのであります。その顯著な例は三十二年十月十三日における砂川事件の当時取材記者に対して、警官が明瞭に新聞記者であるということを承知でありながら暴行を加えた事件がある。さらにまた和歌山県の動静反対闘争デモにおいても同様な行為が行われ、あるいは全学連の動静反対デモの際にもさういふことがあります。さらに学生事件などは最も顯著な例であります。このように今日公安調査庁やあるいは警察、警察、国の行政機関がいろいろな形をもつて思想や言論、報道

の自由に対する弾圧を加えている事実を私どもは種々聞いていたのであります。さういふことに対して総理はどのようにお考えであるか。

○国務大臣(岸信介君) 公安調査庁やあるいは警察等がそれぞれの職務にあるいは警察官等がそれぞれの職務に就いて、あるいは情報を集めるという事は、当然法律やあるいは職務上やらなければならぬことだと思つてゐます。ただそれを行つた場合に、本来の職務権限を逸脱してその職務権限のあるところにつきましては、これはわれわれとしてその事実がありました場合には、これに対して適当な処置を講ずるとともに、さういふことのないように全体として厳に警察やあるいは検察庁あるいは公安調査庁等に、われわれは平素職務の乱用や権限の逸脱のないようには注意をいたしておりますが、さらにさういふ具体的な問題に関しては、その都度その事情を調べ、これに対して十分な処置をしており、また将来もさういふことで進んで参らなければならぬ、さう思ひます。

○森中守義君 公安調査庁の職務執行上の問題は後日に譲ることとしたしますが、ただいま私が二、三例挙げました新聞記者、報道関係者に対する暴行事件あるいは取材拒否事件等は、憲法二十一条にさういふ言論の保障ということになりますか。政府としてはさういふ不祥な事件が勃発しても、なおかつ言論には保障を与えていふと、さういふように言い切れますか。

○国務大臣(岸信介君) 先ほども申し上げましたように、今私その具体的事実の事情を詳細には承知いたしません。が、今、森中委員のお話のような問題として考へるならば、これは私は警察官の職務執行上の当然やらなければならぬ範囲を逸脱しているものだと思います。これが逸脱すれば今お話のように、言論の自由であるとかその他憲法で保障されている自由権の侵害になるわけでありませうから、あくまでも警察官が本来法律で与えられておる職務権限の範囲内でこれが用いられていかなければならぬ。これはある程度において、国民の個々の人々の自由を制限することになるかもしませんが、それは本来の法律上の権限としてやるといふことについては、私は憲法の全体の精神からいって、公共福祉のためにさういふ権限が与えられておると思ひますから、その正当なる行使の範囲内においては許されることであるけれども、それを逸脱することになれば、憲法に保障されておる報道の自由や、表現の自由や、言論の自由や、あるいはその他の自由権を侵害することになるかと思ひます。

○森中守義君 私はさういふ言論機関に対する問題に対して、いやしくも総理大臣が御承知でないはずはなからうと思ひます。明らかにさういふ幾多の事例というものは、岸総理の手によつて言論の保障ができていない。さういふことが私は断定的に言ひ得ると思ひるのであります。

そこで問題の第二に何つておきたいと思ひますのは、総理がしばしば言明される自衛のための自衛、この自衛隊が治安出動あるいは防衛出動に當つ

て、戦略上機密が報道機関によつて漏れた、そのために著しく治安出動、防衛出動の目的を変更せざるを得ないといふような事態が発生したり、あるいは某地域においてかりに戦闘が行われ、かつて総理が指導された戦争と同じように、玉砕を玉砕でないといふこと、そのことが民心に不安を与えないといふことで、ひた隠しに隠すべき状況があつたと仮定した場合に、報道機関が全滅をした、さういふような報道をされたといふことです。さういふ戦略機密が漏れることを極度に政府がおそれるという場合にも、この言論の保障といふことは依然として変わりありません。

○国務大臣(岸信介君) かつて過去においてはいろいろな法制がございまして、さういふ言論に対して、ある場合におけるこれが制限等についての法律的根拠の規定もあつたと思ひますが、現在においてはさういふものもございせんし、機密保護に関する規定もさういふことには及んだものではございせんから、従つてさういふ場合にさういふ報道をするといふことを禁止したり、あるいは制限することとは今日においてはできない、さう思ひます。

○森中守義君 私はさういふ総理がさういふ所見を永久に貫いてほしいと思ひます。ただし危険を感じますことは、本院の本会議で、あなたは二回、軍機保護法あるいは防諜法の名の下で政府は検討中である、さういふ所見を述べられたことがあります。しかもなお先般の警察法の問題とか、あるいはこの防諜法、軍機保護法的な検討の時期がもはや政府には到来したといふよう

なことをしばしば私どもは耳にいたします。そこで今総理が言われる通りであるとするならば全く問題はない。しかしさういふ防衛出動や治安出動といふようなさういふ事態を考えた場合に、軍機保護法あるいは防諜法の名目の制定を検討し、あるいはお急ぎになつてゐるのではなからうか、さういふことは私には考へるものでありまして、さういふことを毛頭考へていない、今ここでお答えになつた通りに、たといかなる防衛出動、あるいは治安出動といふ事態に対処しても、言論を保障する憲法に反りはない、さういふことが明瞭にお答えいただけるかどうか、その点を私は何つておきたいと思ひます。

○国務大臣(岸信介君) 私は、先ほどお答え申し上げましたのは、現在の日本の法制上さういふことになつておるといふことを申し上げたわけでございます。あるいは防諜法であるとか、軍機保護法の必要があるかないか、あるいはその規定を作るについてはさういふ内容を持たすべきが適当であるかといふことは、将来の問題としては私は研究の対象になると思ひます。と申しますのは、いまでもなく、今日の国際情勢から見ますと、日本の不利になる、日本の平和や日本の治安が侵されて、多数の国民が困るような事態が生ずるような、いろいろな情報やあるいは事実が利用される、国際的に利用されるといふ場合に、これは私は何びとも、さういふ利用されて日本国民がそれによつて非常な迷惑をこうむり、あるいはわれわれの平和が乱されいといふ考へ方はないと思ひま

す。ただ森中委員の御質問にもありません。現在の憲法における自由権の保護というものは、これは憲法の非常な大きな大精神で、これも十二

はやはり言論に対して統制を加えるというその意思があらわである、というように受け取っても差しつかえありませんか。

からこれでやむを得ないにしても、将来このままでいいとはいえない、というその意思があらわである、というように受け取っても差しつかえありませんか。

森中守義君 これは私は質問の中から、防諜法あるいは軍機保護法制定をお考えになっておられることが明らかになりましたから、そのことによつて言論統制になるかならないかという問題は、一つの常識的な判断を基礎にしても考え得ることです。これ以上あなたにこの問題については質問を差し控えておきます。

た。もとより先刻鈴木、山田両君が質問の中で指摘をいたしましたように、当時の悪らつな政治的意思というものは、今日においては幾らか薄らいではおられます、薄らいではおられますが、一たび法の運用を誤ったり、ちよつとした字句を挿入しただけでも、私は言論に対する非常な大きな不安を与え、ということとは、これは申し上げるまでもありません。従つて今総理は、必要最小限度の今回の法改正である、勢い抜本的な改正を必要とする、こういう御所見のようであり、私はそのこと自体にさう大きな不安を感じざるを得ません。もとより法体系を整備する、あるいは事務的に不備な面を整理する、こういう面における法律の改正はもとより必要でしょう、またそのことをわれわれは一言一語あげし

守つていくことが必要であるというように出ておられるわけであり、そういうことにおいて、先ほど言うような防諜法というものは研究対象になることは、私は現在の国際情勢から見、いろいろな具体的事例等を考えますという研究しなければならぬと思つては、今申すように、憲法上の自由権を著しく侵害するおそれもあり、またそれに関連して取締り機関等の職権濫用が行われるとすると、それはゆゆしい事態にもなるわけであり、それから、慎重に検討をしなければならぬ問題である、しかしそういう必要が全然ないのだというところは言い切れる状態ではない、この意味において従来私はこういう問題について、政府としては今後慎重に検討していきたいということを申し上げておるわけでございます。

森中守義君 総理のお答えにはどうしてもマジックがあり過ぎて私は理解に苦しむ、矛盾があります。軍機保護法あるいは防諜法、こういう仮名ものがあるに総理の手で制定をされるというならば、やはり軍機保護法あるいは防諜法のものが、言論の抑制、言論の統制というところに手がつかないはずはない、またさういうような内容のもの、私は、私はどういふものであるか想像できません。従つて軍機保護法あるいは防諜法が今総理のお答えによつて検討されるとするならば、十二分にこれは言論統制、抑圧のおそれありと、私は察知する以外にはないのです。それと、現状においては法律にさういふものがない、憲法がこれを保障しておる

森中守義君 総理のお答えにはどうしてもマジックがあり過ぎて私は理解に苦しむ、矛盾があります。軍機保護法あるいは防諜法、こういう仮名ものがあるに総理の手で制定をされるというならば、やはり軍機保護法あるいは防諜法のものが、言論の抑制、言論の統制というところに手がつかないはずはない、またさういうような内容のもの、私は、私はどういふものであるか想像できません。従つて軍機保護法あるいは防諜法が今総理のお答えによつて検討されるとするならば、十二分にこれは言論統制、抑圧のおそれありと、私は察知する以外にはないのです。それと、現状においては法律にさういふものがない、憲法がこれを保障しておる

森中守義君 これは私は質問の中から、防諜法あるいは軍機保護法制定をお考えになっておられることが明らかになりましたから、そのことによつて言論統制になるかならないかという問題は、一つの常識的な判断を基礎にしても考え得ることです。これ以上あなたにこの問題については質問を差し控えておきます。

森中守義君 これは私は質問の中から、防諜法あるいは軍機保護法制定をお考えになっておられることが明らかになりましたから、そのことによつて言論統制になるかならないかという問題は、一つの常識的な判断を基礎にしても考え得ることです。これ以上あなたにこの問題については質問を差し控えておきます。

森中守義君 今総理のお答えを要約しますと、検討の対象になるというところは、防諜法あるいは軍機保護法等の制定の必要をお認めになっておる、さういふように私は理解いたしません。さらにまた今のような状態で将来もいけるというところは言い切れないというお答えのようであり、それが

森中守義君 総理のお答えにはどうしてもマジックがあり過ぎて私は理解に苦しむ、矛盾があります。軍機保護法あるいは防諜法、こういう仮名ものがあるに総理の手で制定をされるというならば、やはり軍機保護法あるいは防諜法のものが、言論の抑制、言論の統制というところに手がつかないはずはない、またさういうような内容のもの、私は、私はどういふものであるか想像できません。従つて軍機保護法あるいは防諜法が今総理のお答えによつて検討されるとするならば、十二分にこれは言論統制、抑圧のおそれありと、私は察知する以外にはないのです。それと、現状においては法律にさういふものがない、憲法がこれを保障しておる

森中守義君 総理のお答えにはどうしてもマジックがあり過ぎて私は理解に苦しむ、矛盾があります。軍機保護法あるいは防諜法、こういう仮名ものがあるに総理の手で制定をされるというならば、やはり軍機保護法あるいは防諜法のものが、言論の抑制、言論の統制というところに手がつかないはずはない、またさういうような内容のもの、私は、私はどういふものであるか想像できません。従つて軍機保護法あるいは防諜法が今総理のお答えによつて検討されるとするならば、十二分にこれは言論統制、抑圧のおそれありと、私は察知する以外にはないのです。それと、現状においては法律にさういふものがない、憲法がこれを保障しておる

森中守義君 総理のお答えにはどうしてもマジックがあり過ぎて私は理解に苦しむ、矛盾があります。軍機保護法あるいは防諜法、こういう仮名ものがあるに総理の手で制定をされるというならば、やはり軍機保護法あるいは防諜法のものが、言論の抑制、言論の統制というところに手がつかないはずはない、またさういうような内容のもの、私は、私はどういふものであるか想像できません。従つて軍機保護法あるいは防諜法が今総理のお答えによつて検討されるとするならば、十二分にこれは言論統制、抑圧のおそれありと、私は察知する以外にはないのです。それと、現状においては法律にさういふものがない、憲法がこれを保障しておる

森中守義君 総理のお答えにはどうしてもマジックがあり過ぎて私は理解に苦しむ、矛盾があります。軍機保護法あるいは防諜法、こういう仮名ものがあるに総理の手で制定をされるというならば、やはり軍機保護法あるいは防諜法のものが、言論の抑制、言論の統制というところに手がつかないはずはない、またさういうような内容のもの、私は、私はどういふものであるか想像できません。従つて軍機保護法あるいは防諜法が今総理のお答えによつて検討されるとするならば、十二分にこれは言論統制、抑圧のおそれありと、私は察知する以外にはないのです。それと、現状においては法律にさういふものがない、憲法がこれを保障しておる

森中守義君 今総理のお答えを要約しますと、検討の対象になるというところは、防諜法あるいは軍機保護法等の制定の必要をお認めになっておる、さういふように私は理解いたしません。さらにまた今のような状態で将来もいけるというところは言い切れないというお答えのようであり、それが

森中守義君 総理のお答えにはどうしてもマジックがあり過ぎて私は理解に苦しむ、矛盾があります。軍機保護法あるいは防諜法、こういう仮名ものがあるに総理の手で制定をされるというならば、やはり軍機保護法あるいは防諜法のものが、言論の抑制、言論の統制というところに手がつかないはずはない、またさういうような内容のもの、私は、私はどういふものであるか想像できません。従つて軍機保護法あるいは防諜法が今総理のお答えによつて検討されるとするならば、十二分にこれは言論統制、抑圧のおそれありと、私は察知する以外にはないのです。それと、現状においては法律にさういふものがない、憲法がこれを保障しておる

森中守義君 総理のお答えにはどうしてもマジックがあり過ぎて私は理解に苦しむ、矛盾があります。軍機保護法あるいは防諜法、こういう仮名ものがあるに総理の手で制定をされるというならば、やはり軍機保護法あるいは防諜法のものが、言論の抑制、言論の統制というところに手がつかないはずはない、またさういうような内容のもの、私は、私はどういふものであるか想像できません。従つて軍機保護法あるいは防諜法が今総理のお答えによつて検討されるとするならば、十二分にこれは言論統制、抑圧のおそれありと、私は察知する以外にはないのです。それと、現状においては法律にさういふものがない、憲法がこれを保障しておる

森中守義君 総理のお答えにはどうしてもマジックがあり過ぎて私は理解に苦しむ、矛盾があります。軍機保護法あるいは防諜法、こういう仮名ものがあるに総理の手で制定をされるというならば、やはり軍機保護法あるいは防諜法のものが、言論の抑制、言論の統制というところに手がつかないはずはない、またさういうような内容のもの、私は、私はどういふものであるか想像できません。従つて軍機保護法あるいは防諜法が今総理のお答えによつて検討されるとするならば、十二分にこれは言論統制、抑圧のおそれありと、私は察知する以外にはないのです。それと、現状においては法律にさういふものがない、憲法がこれを保障しておる

森中守義君 総理のお答えにはどうしてもマジックがあり過ぎて私は理解に苦しむ、矛盾があります。軍機保護法あるいは防諜法、こういう仮名ものがあるに総理の手で制定をされるというならば、やはり軍機保護法あるいは防諜法のものが、言論の抑制、言論の統制というところに手がつかないはずはない、またさういうような内容のもの、私は、私はどういふものであるか想像できません。従つて軍機保護法あるいは防諜法が今総理のお答えによつて検討されるとするならば、十二分にこれは言論統制、抑圧のおそれありと、私は察知する以外にはないのです。それと、現状においては法律にさういふものがない、憲法がこれを保障しておる

もそのことに言及しておる。もとより私どもは新聞に先んじて、この郵政省設置法がいかに時代逆行的なものであるかという点をしばしば指摘をして参りましたが、この一事をもつてもわかるように、あなたの手によって出される法案に対しては、すべての国民が不安と疑惑と嫌悪を持つておる。そういう岸内閣によつていざ、先刻あなたのお答えからいくならば用意したいという放送法の改正は、防諜法あるいは軍機保護法の制定がそう簡単にはいかぬ。従つてこの機会に事務的あるいは法体系的整備という一つの口実を設けて、その裏に隠れて日本放送協会や一般放送事業者に対する悪辣な政治的意図のもとに法改正が用意されたいとは、私は残念ながら岸総理のもとにおいてはどうしても信賴ができません。従つて先刻申し上げましたように、言論機関に対する法律というものはきわめて控へ目なものでなければならぬ。おそろしく今回の改正で郵政当局、電波当局の一応意図された法改正の目的というものは、まず果されてゐるのではないでしようか、こういうふうに考えるのでありまして、さなきだに危険を感じせしめるような将来の法改正はしない、こういう約束なり、言明なりが実は望ましいのであります。この点について総理の所見を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(岸信介君) 先ほど山田委員の御質問にお答えをいたしまして、この放送法の根本的な改正というような問題については今後慎重に検討していきたいといふことを申し上げました。今回の改正の趣旨につきましても、それぞれ当局より御説明を申し上げ

げたことと思ひますが、いずれも今回の改正の点は枝葉末節の点であつて、放送事業のこゝろ急激な発展とその将来を考え、また日本における公共放送と一般民間放送との複雑な形を考へてみて、放送事業の将来健全な発展といふものを考へてみると、時勢に合わない点もあるのじゃないかといふ点もいろいろの方面から私は意見を聞いておられます。しかしいざの趣味にいたしまして、今森中委員のお話のように、私は放送法を根本的に検討して、そして何かここに言論統制の意図を持つてこれを改正するといふような考へは毛頭持つておりません。またその検討につきましてもさういふ重大な問題でございまして、十分各方面の意見を聞いて慎重に検討をして参りたいといふことを、先ほど山田委員にもお答えを申し上げたように決して政治的な特殊の意図をもつて、特に言論の自由を統制し制限するといふような意図のもとに、いかなる意味においても将来も放送法をさういふ意図をもつて改正するとか、検討するといふ意思は毛頭持つておらないことをここに明白に申し上げておきます。

○森中守義君 今総理の御答弁でほぼ了承いたしました。しかし問題は防諜法あるいは軍機保護法のもの、やはり総理の胸中ひそかに存在するといふことに対する危険に、私は多くの国民とともに不安を感じながら一応この問題については終るのでありますが、最後にもう一つだけ総理の見解を伺つておきたいのは、御承知のように今日アジア放送会議といふものが日本放送協会が主催者で、外務省及び郵政省が後援として行われるのであります。

このアジア放送会議の目的と内容と成果をもつて私どもは評価をいたします。そこで問題になりますのは、アジア放送会議といふならば何れも国民政府だけではありません、中共もこのアジア放送会議に参加をしてしかるべきであらうと思ひます。この主催国がいかなる国であるか詳しくは存じませんが、少くともアジアの一員である中共、ことに電波の問題につきましても最近いよいよ複雑になつて参りました。私の出身である九州あるいは総理の隣である山陰地方におきましては、中共関係の強力な電波が多く、聴取者の受信機に入つて参ります。ことに中共において

は総理が毛虫のようになつていて、そのわが国の政治に対する厳しい批判、総理に対する痛烈な攻撃をした日本語放送をどんどん発している。従つて中共とわが国とのこの電波の協定等が行われているならば、こういう問題も私は発生しないと思ひます。アジア放送会議に中共が参加してほしいといふ呼びかけをすることや、あるいは中共との電波協定を結ぶという御意思がありや否や、前の田中郵政大臣は本委員会において私に中共との電波協定について具体的な検討をする、実現の方

向に努力するといふことを田中君がここで約束したことがあります。その後閣議の中でどういふ議論が行われているのか、あるいは今日の寺尾郵政大臣になりましてこの問題を提起したことになりませんが、あまりにも問題が身近であり、しかも政府のやり方いかんによつては、このことは十二分に可能性があると思ひます。アジア放送会議に外務省、郵政省が後援している限りにおいては、政府は関係をしてい

うことになりまして、このアジア放送会議に中共を呼ぶことや、さらに中共との電波協定を結ぶ用意があるかどうか、このことを承わつておきたいと思ひます。

○国務大臣(岸信介君) アジア放送会議といふのは私の承知しているところによりまして、NHKが主催してアジア諸国に呼びかけてこれをやる。何か番組関係の会議をするように聞いておられます。従いまして一応NHKの考へによつてどういふ国を呼ぶか、参加を求めるかといふようなことはNHKの關係においてきめられる、政府自体がこれをきめてゐるわけではございません。(森中守義君「外務省と郵政省が後援しているではないですか」と述べ)しかし主催はあくまでもNHKであるように私聞いております。

それから第二の中共との間に電波協定についてどう考へるかという御質問でございしますが、実は郵便協定であるとか、氣象協定であるとか、あるいは電波協定であるといふふうなものに關しましては、従来も何か適当な方法がつくならば、中共との間に政府間において話し合つて、こういう協定ができれば作つていく方がいゝじゃないかといふ考へを述べておられますし、また今日も私はさういふ考へを持つておりました。閣議におきましても別に閣議決定といふことではございせんが、さういふ問題について話が出たときに、こういう問題に關してはできるだけ進めるように一つ外務省も考へ協力するよう

い、こういうことのようにですが、私はやはり郵政省、外務省の政府機関がこれに關係している以上、総理としてはもう少し明確な立場がとり得ると思ひます。にもかからずNHKにそのことの裁量をまかせ、さういふ答弁では納得できない。もう少し確固たる総理のこの問題に対する見解といふものを明らかにされる必要がある。

○国務大臣(岸信介君) こういう會議は申すまでもなくある一つの目的をもつて、それを円満に多數の人で話し合つて、ある妥協な結論を見出さうといふことが會議の私は趣旨であらうと思ひます。さういふことからやうにこれを主催する者の意向を尊重することが、さういふ問題については私は適當であると思ひます。政府がさういふとかあしうとか言ふ筋合いのものではないように私は考へております。

○委員長(手島栄吉君) 他に御発言もなければ、総理大臣に対する質疑はこの程度にとどめておきます。それではこの辺で一旦休憩しまして、午後二時に再開いたします。午後零時三十一分休憩。午後二時二十三分開会。○委員長(手島栄吉君) ただいまより再開いたします。委員変更についてお知らせいたしました。本日、最上英子君が委員を辭任せられまして、その補欠に佐藤清一郎君が委員に選任せられました。○委員長(手島栄吉君) 午前中に引き続きまして、郵政大臣、政府委員、その他に御質疑のおありの方は御質疑を願ひます。

○山田節男君 この一部改正法案についての質疑につきましては、新谷君が相当長くやられたということでありますから、あるいはこれから私の質問する事項が、もし重複しておった場合には、これは御省略願ってもよろしくございます。

まず第一に、今回の改法法案の中で番組の育成、向上という面を改められて、その中に特にこの「善良な風俗」という一句を加えられた。これは御承知のように、風俗というものは、もう今日の世の中におきましてはことに変化が激しくて、たとえば一年前には不良な風俗であったものが、今年においてはそれは別に公安を害するというようなものでない、これはきわめて風俗というものは一面においてはダイナミックなものであり、また世の趣味と申しますか、この変動によりまして変転きわまらないものですね。ですから、そういうったようなものを、善良な風俗というものを、非常にダイナミックな変化のあるものを法文で規制するということとは、事実上基準というものはむずかしいのじゃないかと思うものですね。で、この善良なる風俗というものを、たとえば一九五九年の三月の中旬においてはこういうものだ、しかし、明年においてはならばそうじゃない。これは常識問題として、善良なる風俗という言葉は美しいけれども、法律用語としては非常にばく然としていられるものである。同時に、悪くとは、これによって不当な番組審議会の判定といえますか、あるいは放送法の施行監督者である郵政省が、いわゆる不当な、常識的に見て不当な干渉をするというふうな、それこそそういうふうな

危険があるのじゃないかと思われるのですが、その善良なる風俗というものがつきまわりの具体的な、一体どういふ点をつかもうとおるのか、これは立案者においての意図を具体的に一つ示していただきたいと思ひます。

○国務大臣(寺尾豊君) この善良なる

風俗という問題について、その時代時代の思潮、こういつたようなものの変遷も考えるときには、これを法律的にこういつたような、ある時代に通用する善良な風俗という言葉を、そのままだと文化することについてはどうかという御質問であります。まことに私はごもっともな御意見だと思ひます。ただ今回この「善良な風俗」というものを追加いたしましたことの理由といたしましては、放送及びその受信の国民生活に及ぼす影響が非常に大きい。従いまして、健全な国民性をつちかへ、健全な生活を営む上に、いわゆる日本の通俗語とでもいいます。良風俗を害しないようにすることが必要だと、こういふふうに考えまして、これをまあ追加をしたというわけでありまして、いわゆるこの言葉というものは、社会の一般の道徳観念をさすものと考えられます。従つてこれを害する、障害というものは、お示しのようにその時代における社会の一般の道徳観念、まあこういふものによつて異なるということと認めざるを得ないのではないかと考え方を持っております。従いまして、これを具体的に述べるといふことは、かなり困難な事態である。結局、健全な社会通念というものによるといふことになろうかと思ひますので、山田委員の

おっしゃいます点は、私どもも十分わかるわけでありまして、一応、われわれが通常語として日常今日まで使つてきておる善良な風俗というふうな一つの表現をしたということであります。

○山田節男君 特に善良な風俗か

かということは、主観的に見る場合と客観的に見る場合、いわゆる今大臣のおっしゃる社会通念というものは、客観的な見方なすね。ですから、たとえばヌード、裸体であります。ヌードというものは果してそれじゃ善良な風俗に反するかいな。これもヌードの仕方であつて、きわめて崇高な芸術的なヌードもあれば、また浅草の花屋敷あたりでやつてゐるような挑発的なヌード、これはまた善良な風俗に反すると言へますけれども、そこらあたりの、少くとも法文にさういふことを書くといふことは、その主観的と客観性、法律はやはり客観的に社会通念と、今おっしゃりますが、その社会通念によつて明らかにこのカテゴリーに入るというものでなければならぬ。今おっしゃる風俗というものは、ことに、日本のような場合、欧米の風俗が入つてきて趣味も非常に変わつてくる。さういふものを法律で書き入れる以上は、法律というものは、風俗が変つて、その善良かいかということ、趣味が変れば法律を変えようというわけにはいかないのでございすから、こういつたような、具体的に考えますけれども、非常に悪くすれば乱用され、また不当な干渉の憂えがある。あるインテリ階級においては、これはもう当然のことと思つても、興味のないうから見れば、これは悪くする

といふことがあるかもしれません。さういふふうな状態でありますから、これは非常にばく然とし過ぎて、法律用語としては不適当だ。実際に運用面におきまして、今申し上げましたように、主観的にこれは善良な風俗でないといふことになれば、いわゆる第三條の放送番組編集の自由、いわゆる不当な干渉といふことで、これを侵すおそれがある。ことに、行政官庁において、さういふものを、番組審議機関を法制化してやるからには、これはどうも妥協できないと思ひます。これはどうも申し上げたように、具体的にどうするかといふことですね。行政的にどこに一体基準を置いて善良かいかといふことをきめるかといふこと、そこを私はお尋ねしているわけです。

○説明員(庄宏君) 山田先生から、善

良の風俗という言葉は非常にあいまいな言葉であるから考えたらどうかという、さういふお尋ねでございますが、民法の規定の中にも、公けの秩序、善良の風俗という言葉が用いられておりまして、この意味につきましましては、確かに時代によつてそれぞれ解釈が違つてきておるかも知れませんが、しかし、すでに立法例として、しかも非常に重要な基本的な立法例であります民法の中にも用いられてゐる言葉でありますので、放送法にこの言葉を持つてきてもよろしいのではないかと、しかも、十分実益があるのではないかと、かように考えてここに持つてきたわけでございます。

送法というふうな——放送はこれは音になり絵になるのです。映像になつて一般の視聴者にこれを見せるものです。いわゆる演出関係です。ですから民法のいう善良な風俗と放送法というものは違ひ。現実にはいろいろな演出をや、そして目に訴ふる、さういふふうな場合に善良な風俗という、これは極端にいへば、民法上の善良な風俗と文字は同じであつても、放送法という、さういふなまでもって一般の視聴者にこれを見せる、あるいは聞かせるという場合の善良な風俗、これは演出の仕事なんです。それだけに、民法上の善良な風俗といふのは、これはさう変化のあるものではございせん。そこに同じ文句だからいじやないかといふこと、放送事業といふものは、今申し上げてゐるやうに、これは一つの事業体として、ほとんど映像に出してゐるのです。そこに非常なニュアンスというよりか、本質がもう違ひます。ですから、法文が同じだからいじやないかといふことがいけなかつた。

○山田節男君 戦後の民法に、従来、

公序良俗といつたものを、公安と善良な風俗といふことで分けたことは私も知つてゐます。しかし、民法関係と放

いは将来はこの人は総理大臣になるだろうというようにわゆる民の声を入られてこれを放送したわけです。ところが、これの裏を見ますと、何だ、これはラジオ東京はその代議士に何か金をもらったのではないか、選挙運動をしているんじゃないか、こういうようなこととて、実はこれは取り上げてくれたいことまで私は訴えられたのですけれども、ラジオ東京によくその理由を聞きますと、向うも非常に恐縮しておったので追及しませんでした。これは意図はいけれども、裏にもとれる、こういう場合、それから風俗の場合におきましては、非常に冗談の場合、これはいわゆる演出ですから、冗談にそういふことをやって、その裏を、いわゆる道義的の面を国民に見る人にそれを訴えようというようなことがあるかもしれない。ですから私は、どうも放送法というより特殊の、いわゆる演出といふか、絵、映像として一般国民に見せるというものに対して、こういふばく然とした、適用の工合によつては非常に間違いを起しやういふものを私は用いる必要はない。むしろ外国でいえば、放送法ではやはりあります。ありますが、いわゆるパブリック・インタレストであつて、公共の利益に反するもの、あるいは従来持つておる公序良俗という言葉が私は一番いい言葉だと思ふ。だから、しいてこゝろ具体的な用語を使うのなら、政令か何かで、抽象的でもいいから、カテゴリーはこゝろふにすることだといふ基準をお設けにならぬと、非常に危険だと私は思うのです。この点に対して、もし、どうしてもこの善良なる風俗という用語を、これを固執され

るのなら、政令か、まあ規則でもよろしいと思いますが、何かほかにそういうようなばく然としてゐるものになる必要があるのじゃないかと思ふのです。どうも先ほどの大臣の御答弁、あるいは監理局長の御答弁では、私も法律を多年扱つた者として、どうも不安なんです。どうでしょう。どうしてもこれを固執なさるならば、これをカバーするだけの、今申し上げたような危険性をカバーするような何か行政措置ができるかどうかといふことをお伺いしたいと思ひます。

○説明員(佐宏君) 今回新たに追加せよとします「善良なる風俗」について、政令段階あたりでも少し詳しい定めをしただろうか、こゝろいふお尋ねでございますが、放送の番組に関する規定につきましては、できるだけ番組の統制になるようなことのないように、放送事業者の自主性に待つて番組をよくしてもらおう、こゝろいふ考えで立案をいたした次第でございます。従いまして、「善良なる風俗」といふものの内容を政令で書き上げますといふことは、一面確かにその内容はわかるというところでいい面もあるように存じますが、しかしながら、その政令の書き上げによつては、どこまで入り込んでくるかわからぬといふ非常な危険もあるわけでございます。そして、今回、

しかば、善良なる風俗と言ひばなしだけでいいかどうかといふ問題につきましては、今回の改正案におきましては、各放送事業者はそれぞれ番組基準を一定の手續を経て作らなければならぬといふことを明らかにいたしておりますので、その番組基準を各事業者

が作る場合に、今回、放送法の中に新たに入つたこの「善良なる風俗」といふ言葉は、十分各事業者において着目して、よく考えてその基準を作つてくれるものと、かやうに考えております。そして、「善良なる風俗」といふ言葉が入りましたゆへは、現在世間でも非常にやかましく新聞、雑誌、その他にいわれております通り、現在の放送番組は、たとえば非常に殺伐的なものが多いとか、あるいは子供の前に一家そろつて見るにたえないようなものがあるといふような声、これを考えまして、さういふたようなことが起ることのないようにといふ趣旨で作つてありますことは、これをお読みになる各事業者の方々もすべてよくおわかりだと思ひますので、先生の御指摘のようなこまかい内容につきましては、番組基準の上において十分現れてくるものと、かやうに期待しておる次第でございます。

○山田節男君 今この問題にさらに関連しまして御質問するのであります。この改正法により公共放送も商業放送も番組審議機関を作らなければならぬと、番組審議機関を法制化したわけですが、なおその番組審議機関に、単に基準を決定するといふ義務を負わせるのみならず、もし、たとえば善良なる風俗に反するような放送をした場合には、これに対して批判を加える、いわゆる批判権といふものをこの法律によつて明定されておるわけですか。従つて、これでは正々堂々といふのが、ただいまの佐次長の御答弁の趣旨だろふと思ひます。さうしますと、この放送法第三条のいわゆる放送自由の原則で、重要な番組編成については不当な干渉を受けない、そここの

調整といひますか、実際の行政上においてきわめてデリケートな放送の自由、干渉を受けないといふこととの関係はどうか。ことに、今の善良なる風俗といふような、きわめてばく然とした、しかも常に変化するものをとらえて取り締らうといふのである。私は、この放送法の第三条の番組干渉といふこと並びにこの番組審議機関に対して一つの批判権を与えれば、批判されれば、これが正当のものであれば、行政府にそれを是正するような義務を負わせておるわけです。業者がさういふ批判を受ければ、それを尊重しなければならぬといふことは、それによつて直さなければならぬといふことが、この新しく作られる法律においては考えられるわけです。さういふ観点で、第三条との関係は一体どういふようにこれを扱うつもりなのか。この点もお伺ひしておきたい。

○説明員(石川義雄君) お答えいたします。放送法は、御承知の通り、第一条におきまして、「放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達をはかることを目的」としてあります。その準則をいたしましていろいろ書いてありますが、そのうち第二点といたしまして「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。」といふことにいたしております。そして第三条を見ますと、「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されるべきでない」といふ規定になつております。従いまして、裏から見ますと、この法律に定めた場合には若干の

規律を受けませんが、それによつてりっぱな番組を出してもらふ。さういふ構成になつておりますので、ただいま御指摘の第四十四条の番組審議会の任務、ことに批判的機能といふものは、この第三条でさういふことのまに法律に定める権限でありまして、これを番組審議会に与えるといふことで、ある意味では放送事業者に対する若干の規律になりますけれども、それは放送法の一条から三条の法律に定める権限といふところに該当する条文として入れたつもりでございます。

○山田節男君 今の法規課長の御説明も私わかつてあるのですが、これをもつと、あなた方は専門だから、私から法規的に解釈すると、この番組審議会を法制化し、第三条の権限を番組審議会に与えるといふこと、さうしますと、番組審議会は公共放送の相当学識経験のあるりっぱな人をメンバーにするだろふと思ひますが、重ねて申し上げますと、善良なる風俗といふものが、健全なる行動といふものが、Aという番組審議会では、これは善良なる風俗である、しかし商業放送ではさうかもいふのが、公共放送のAという番組審議会が同じようなものに対して、これは片方では善良でないとせば、片方では善良であると言ひかもしらぬ。さういふ實際上の不統一が起ることがある。番組審議会を全部講習会を開いて、一つの同じレベルの善良なる風俗といふ定義を示すといふことは、これは技術的には可能かもしれない。しかし、風俗そのものがしつちやう変つてゐるんですから、実際問題として私は非常にむずかしいことだと思ひます。そこに放送行政からいへ

ば、少くとも番組の決定、公表について、悪く解しますと、ABCとおのおのの違つた基準を持った場合に、ことに商業放送の場合には不当な干渉であると言ふかもしれない。おれの方は損したと、こういうようなトラブルが起るんじゃないかというのを私今までの経験上から考えます。ですから、あなただけは今第三条によって番組審議機関に法的に干渉する権限を与えたといふことを言われまますが、それはもつともですけれども、善良なる風俗といふものであるから行政上不可能である。いわゆる民間公共、それもABCといふものを、あらゆる番組審議機関に同じような頭をもつて裁定させるというところは、私は実際不可能だと思ふ。そこを一体どういうふうにしてカバーするのか。

○説明員(石川義憲君) ただいまの御懸念は、先生の御説ごもつともだと思ひます。ことに、一つの基準といふものが各業者、あるいはNHKと一般放送事業者と異なる場合があり得るんじゃないかという御指摘であります。その点は、実は私の立案当局者として非常に苦心をしたところでございまして、それにつきましては、一つの原則として、たとえばお示しのように政令もしくは省令で善良な風俗の定義をいたすといふことも非常にむずかしいと思ひますが、そういうこともあり得るわけでありまして、そのことは逆に政府がこれを見なければならぬ、そうすると業者の自律性を害するといふことになるのではないか。そういうことで、私どもはその点をやめまして、実はこういう格好にしたわけでご

ざいですが、実際問題としてどうなるかといふことであります。先般、大臣からもお答え申し上げましたが、よろしく、事実上現在でも放送連盟もしくは民間放送連盟といふふうなものもありまして、業者との話し合いの場というものが現実には持たれておりますので、そういうもので十分話し合うことによりまして、事実上統一した基準といふものも持ち得るのではないかと。あるいはそういうふうな行政指導によりまして適當なものを作るように指導するといふことにもなります。結局、世の良識に期待をするということになって、この基準はものさしのように一がいにはいきませんが、大体の線が出るのではないかと、こういうふうな考えでおります。

○山田節男君 その気持もよくわかりますが、今私の申し上げた点は、この番組の審議機関の法制化されない今日において、そういう機関を持ちながら、ことに商業放送がこうしてふえまうときに、しかも東京のごとき大阪のごとき名古屋のごとき、複数の商業放送がある場合は、どうしても番組編成、ことに演出について激甚な競争をするわけですから、これは商業主義ですからどろりとして軌道を逸脱するという危険がすでにあるわけですから、そういう今日の資本主義経済のもとで商業放送といふことになりまして、勢いの刺激の強い、また国民の目によりアトラクティブなものを作ろうといふ当然の誘惑と戦つていくわけですから、そういう場合に、番組審議会によって、これはどうも善良な風俗に反するといふやうな点、しかも、今申し上げました重要な尺度になつてきておるのであり

ますから、今申されたやうなことでは、私どもは納得できない。私は、これは政府は、こういうものを出して、おそろく通過するであらうでしょうが、そういう今申し上げたやうな実際さうな危険があるといふことは、これは私は断言できると思ふのであります。ですから、この番組審議会に対して、審議機関に対して、今の善良な風俗についていふはかなり動的なダイナミックな解釈ができる、しかし、それについてはこの善良な風俗といふ解釈はこういふやうにとるべきものだといふだけの、これはワケは一つ与えておきませんと、これは商売でやるだけに、商業放送局間におきましてはいろいろな苦情が出るといふことを私は予想するわけですから、ですから、このことは、本法案が通つたあと、行政的にこのきわめて異例な「善良な風俗」といふこの用語については、私は、私はあやまちのないように一つ解釈のできるような措置を政府が周知せしめるといふことは、これは絶対必要だと思ひますから、このことを重ねて申し上げておきます。

大臣はお見えになりますか。
○委員長(手島栄君) 今ちょっと社務へ行つておられますから——来られます。

○山田節男君 その次には、直接にはこの放送法一部改正案には関係ないやうな質問であります。しかし、これはやはり重要な関係があると思ひますので質問をしますが、一体このラジオの免許、再免許がこの五月ですかにあるといふことも承わつておりますし、それからテレビがこうして多数の予備免許を受けたわけでありまして、電波法による予備免許の条件であります

が、過日、テレビの予備免許のときに、電波法の七十九条、これはまあ取り消し規定でありますけれども、その免許条件に合致したもので、さらに大臣から一つの条件を示して、これをのめば予備免許を与えるという条件をつけられたわけでありまして、この条件といふものが、これは私は、今までの電波法なり、あるいは放送局の開局基準規則ですが、そういうものもありまして、郵政省としてこの過去四十年で、その予備免許を得て、過去の業績が非常に本来の使命をよく果たしたといふことになれば、これを再免許を当然受けるべきだ。しかし、さもない場合には、これは郵政官庁として、ことに放送業界を肅正し、それこそ文化向上をせしむるやうな適正な番組と経営をやらせるといふことの唯一の機会だと思ひます。そういうことによつて、過般テレビに対する予備免許が与えられたわけでありまして、今度のラジオ放送の予備免許の、この再免許をするかいないかといふことに当りましては、過日テレビの予備免許において法律以外の行政的措置としての条件をのむかのまぬかといふ条件を持たれたわけでありまして、この条件がラジオ放送の再免許の場合にもこれは適用されるつもりなのかどうか、この点をお伺ひしたい。

○説明員(莊宏君) 田中大臣の当時に大量のテレビ局予備免許に際し、いわゆる条件といふ言葉で申請当事者との間に、先般私の申し上げました言葉では約束事ができたといふことでございまして、その内容につきましては、当時

時役所として考えまして、こういうあり方が望ましいといふことの線を出したものであります。その内容につきましては、現在においても望ましいといふことにおいては同様でございましてけれども、ただ一昨年のその十月に一斉免許の際に付した条件そのものにつきましましては、いろいろ民法とか商法とか、現在の法律との関係において再検討を要する部分も全然ないといふわけではございせん。従ひまして、ただいま私どもにおきましては、今後の再免許、あるいは新たな免許処分においてどういふ立場をとるべきであるかといふことは、目下慎重に検討中というところが正直な段階でございまして。

○山田節男君 過日の当委員会が開かれました放送法一部改正に関する参考人の意見を口述させたことがあるのであります。そのときにも、この新聞社が、ラジオ、テレビジョンといういわゆるマス・コミュニケーションの手段を独占化する傾向にある。これは私は厳然たる事実で、よく御承知のことと思ひます。で、これまた少数の例外を除きましては、ほとんどこのラジオとテレビはもう兼営になつておる。そうしてしかも、そのラジオ、テレビの兼営の放送業者の、これは大部分とは言ひませんが、かなりの部分が新聞社の資本、それから経営者の主たる部分を占めておるといふことも、これも現実の事実です。でありますから、テレビジョンに対しては、田中郵政大臣がああいったやうな条件を付して予備免許を与えた。私はその中をつまびらかにしませんが、あの条件の中には、たとえば資本的な構成において新聞社がある限度以上持つてはならな

い。それから重役においても制限をする、こういう点があったように私は思うのです。これは少くとも過日参考人の意見の場合にも強く主張された。このマス・コミュニケーションの独占化ということを防止するには、これは

えた大臣のいわゆる行政的な措置としての条件を私は当然付すべきものだと思ふのです。その点はどうか。少くとも電波監理局長なり政務次官として、政治的にこれはどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員（廣瀬正雄君） ラジオ、新聞、その他報道機関が大きな資本によつて独占されるということが、社会公共に最も好ましくないということからは、私同感でございます。さような見地から、お話のように、先般のテレビの予備免許に当りましては、法的に完全な条件、並びにそれに添えまして、いわゆる条件というよりなものもなくさんつけて予備免許いたしましたのでございます。テレビにつきましては、その後かような条件はぜひとも守ってもらいたくないというような強い行政指導をいたして参りたいと、かように考えておりましたわけでございますが、ラジオの再免許につきましても、御説こもつともだと思ひますので、先刻莊君からお答えいたしましたようなことも関連いたしまして、省におきまして十分一つ検討してみたいと思つております。

の一斉免許の際につけましたいわけゆる条件のよりなものは、当然ラジオの再免許等の場合にはその精神は適用されるべきだと自分は考えております。しかし、この前のテレビジョンの一斉免許の際につけましたような、かような条件のよりなものを、今度再免許するラジオに対して、あのようなものをそのままだるかどうかにつきましては、検討を要するのでありまして、これにつきましては、先ほどの御答弁のよゝみに、目下鋭意検討いたしております。しかし、このマス・コミュニケーションの独占排除というものは、テレビジョンの際に私どもが最も心配して、かようなことが起らないようにしよう、という配慮からやつたというその精神はラジオの場合でも全く同断であります、なるべくできるだけだいたい申し上げましたような方針に沿ひまして再免許その他を実行しよう。今後の免許に当りまして、かようなことによりと、かように考えております。

○山田節男君　大臣が今退席中でありますから、大臣にちよつと念を押しておきたいと思うのですが、これは大抵

を国際放送に關してもらうときに、どういうその当時の政府の了解があつたのか、NHKからその間の事情を一つ簡単に伺ひたい。

○参考人(前田義徳君) NHKの組織とは違つておりましたが、NHKが国際放送を始めましたのは昭和十年でございます。で、昭和二十五年の放送法によつて、NHKが特別の法人として以後、国際放送を始めたのは昭和二十七年でございます。昭和十年以降の状態につきましては、その当時の放送協会の性格並びにその国際放送に対する行政的措置も、今日とは全く別なものでございまして、これは行政機關の構成も全く別のものがございます。従つて私がお答え申し上げる範圍は、放送法によつてNHKが設置され、そしてそれに基いて昭和二十七年国際放送を再開した以後のことで御了承願へば幸いと存じます。

昭和二十七年以降の私どもの考え方といひましては、国際放送を放送するに當つて、まず放送法第九条によつて国際放送を行うことは、NHKの本業業務の一つであるという前提に立つ

忠告もいただいたいて、私どももその点を慎重に検討して参つたのでございますが、最近の私どもの考え方といたしましては、NHKが本来業務として放送法九条に基いて国際放送をなすべきことと、それからまた、三十三条に基いて郵政大臣の命令を受けてなすべき部分とを、やはり取扱ひ上は方法を異にして取り扱うべきであり、それからまた、放送法の原則として、公共放送としての本来業務として国際放送を行うべき責任と立場に置かれていゝということを考える場合には、聴取料が単なる国内放送のサービスとしてのみ割り切つてしかるべきかと、この一つのギャップを埋める実地的な方法としては、大部分の国内放送にNHKが主力を注ぐのは当然でありますが、ことに平和条約の締結、国際連合への加盟、国際社会と国内社会との直結という事実には立脚いたしましたして、NHKとしては国民の機関として、国民を代表して海外に放送を行うべきであるという方向に実は踏み切つておるわけでございまして、しかしながら、その費用は最小限度をもつて最大の効率を上げる

○山田節男君 行政的な一つ責任者としてのこれは廣瀬政務次官の正式な何れがありましたが、あなたは事実上、田中郵政大臣のときにあいろいろ条件をのませられたときの責任者でありますから、ラジオの場合においてそれをやつてきき目があるかどうかという点を……。

○政府委員(濱田成徳君) マス・コミュニケーションの独占排除につきましての山田委員の御意見には全く同意でございます。先ほど莊次長が御答弁申し上げましたように、テレビジョン

がお見えになってからいたすことにいたしました。

次に、やはり改正法案に關しましての國際放送の問題でありますが、今朝鈴木君からも岸總理に話をしておりました。私は多少これは解釈を異にするのですが、これについて質問をいたしたいと思いますが、まずその前に、NHKについてお聞きをしたいのですが、NHKが創立以來、國際放送をいつ始めたのですか、それからこの放送法が昭和二十五年にできて、そのできた当時の國際放送というものの対して、政府の補助金

て、さらに放送法の三十三条によつて、郵政大臣が方向、範圍、その他を命令するといふ項と並行して國際放送の実施に當るべきではないかといふ考え方を持っておりました。ただ、前項の本業業務でありながら、その費用をどこから出すかといふ点につきまして、現在の聴取料の性格がどうであるかと関連を持つ問題でありまして、この点につきましては、従来からも聴取料の性格はどうであるかといふ点でいろいろな御議論もございますし、またいろいろ示唆あるいはいろいろな御

す。

○山田節男君　そろしますと、この戦前、戦前といつか、むしろこの放送法のできる昭和二十年六月までは、NHKはこれは法的に何ら根拠のない社団法人だったのです。社団法人とはいいなから、ほとんど税金にひとしいような受信料というものを徴収して経営に充てておったわけです。で、その放送のできる、いわゆる法によつてスタチュートリ・コミッティ、すわちわちステイ

○山田節男君　これは先ほども申し上げましたように、放送法の第三十二条の受信料の規定ですが、これは受信者側、すなわちNHKに聴取料を払うのは、国際放送の料金まで入るといふことは何も法的根拠はないのです。ただ、従来のNHKが社団法人時代にやっておったことを、これはNHKがやるべきものだ、やるべきものだということは、これは法規に明記してあります。あるが、三十二条とからみ合せて、一般の国内の聴取者からとった金を国際放送にこれを使うということは、経理上重要な問題である。すなわち、受信者からいえば、そんなよいけないことをしないで、政府から全部もらって、たとえば、今年度においても約一億三千万円というものを国際放送に使っているじゃないですか。これを機器の償却なりあるいはプログラムの充実にしたものをやるというふうにするのが、これはNHKにとって当然じゃないか。この第九条の、単に国際放送は、足らないところはNHKのふところから金を出してもいい、すなわちものを国際放送しなければならぬ、そういう義務づけは現行放送法にはないわけですが、そういうことが、大蔵省と郵政省なり、あるいはNHKとの間に、この解釈の仕方が非常にまちまちであるためにこういうことが起きておるのだらうと思う。

これは私は、前に三十国会でも大蔵省の者を読んで聞いてみたところが、いや、これはわれわれとしては三十三条、四条によって政府から命じたものに金を出すべきもので、国際放送に全部金を出すべき責任はわれわれはありませんということをおっしゃる。それ

が今第九条というものを、NHKは本来の事業という国際放送を自分で金を出してやるべきものだといふ、そういう心がまえをNHKも持っておられ、大蔵省も持っておられる。あるいは郵政省も持っておられるから、こういうことになる。受信者から、法律的にもしこれを懸念あるとして、先ほど申し上げましたように、国際放送にNHKの金を使つてもらつては困る、全額政府から金をもらつてやつてくれ、こういう理屈は立つのです。そこに、毎年三十三条、三十四条から、しかも岸内閣になつてから従来よりも減つて、三十四年度は若干、四百万円ほどふえておられますが、政府はむしろこれを削つてくる。これでは、国際放送というものを日本からやるといふ立場からいつて、現状のような国際放送ではない。三十四年度に四億二千万円ほど計上しておられますけれども、こんなはしつばな、けちなものじゃとても今日、東南アジアにおける日本の地位からいへば少な過ぎるのです。これは、イギリスのごときは、ああいうはしつこにある国が年間約六十億円の海外放送をやつて、全額国庫がこれを負担しておる。アメリカもヴォイス・オブ・アメリカの放送は、全部これは国庫で負担しておる。それを日本だけこういふようにならずに九千万円くらい金をもらつて、ちゃんとした国際放送をやるといふことは、これは私は、けさ岸総理にこの問題について一つ所見を伺いたいと思つたのですが、時間がないので私は質問をしなかつたのですけれども、これは郵政省にも重大な責任があり、またNHKがもう少ししっかりしなければいかぬと思ふのです。今までの、

戦前の国際放送を独占したということの気持が今日もあるから、貴重な国内の受信料を、国内放送に向けるべき資金を国際放送に使う、こういう非常に法的に言へば疑義のある経営をやつておるといふことを私は考えざるを得ないのです。

これは今大臣がいらっしゃいませんが、一体政府として、三十四年度に計上されておるがごとく、NHKが三億二千五百万円、政府は九千万円ちよつと余つたくらい金しか出さないといふ、こういうようなことで、一体この十六方向二十五時間に対するということを言いますけれども、私はこんなやうなことでは、いかに戦争に負けたといへども、国際放送といふものはあまりに貧弱過ぎるのではないかと、こう思ふのですが、その間のNHKからの予算の要求、それから郵政省から大蔵省への予算の折衝の経過がある、私はあつたであらうと思ふますが、これは郵政事務次官なりあるいは濱田監理局長から、一体NHKはどれだけ要求してくて、郵政省はどれだけ削つて、さらに大蔵省で幾らにされたか、こういう結果になつたのか、一つその間の事情を簡単に御説明願ひたい。

額においてどのくらいの額を国際放送に回したらよろしいか、国内放送にはどのくらゐをかけたらよろしいか、あるいは協会の研究活動にはどのくらいの金を使つたらよろしいかといふようなことが、具体的な毎年度の予算の問題となるわけでございます。従いまして三十七条においてその点を国会の御審議をいただく、協会の事業計画、収支予算等は国会の御審議をいただく、かような定めになつておるわけであり、従いまして、国際放送をどのやうな規模において行ふのか、国内からとつた受信料の使い方としてよろしいかといふことは、毎年の御審議でもつて御審議いただく、こういうふうな放送法はなつておると存じます。

た要求額と非常に隔たつた金額で決定を見ざるを得なかつたといふことは、まことに遺憾に思つております。政府といたしましては、九千五百万でございすか、という程度の、十六方向、十六時間というやうな命令しか出し得ないといふ、NHKの方では十六方向、二十五時間というところで、三億二千万でございすか、というやうな予算を組んでいただいておりますのでございすか、私どももいたしましては、まことに残念に思つております。しかし、お説の中にありました三十二条の受信料の性質からいたしまして、NHK自体で自己負担において国際放送ができておると思ふという解釈は、どうも私どものとることができないところなんでありまして、NHKの本来の業務といふのでございすか、NHKは国内放送、国際放送といふやうな放送におきまして、非常に公共性を持った特殊法人であつて、その特殊法人をまかなうには受信料といふものによつてまかなう。その受信料は、受信機を設備してNHKの放送が聞ける設備をした者が契約したとして、それに基づいて受信料を払わなければならないといふやうな建前になつておるのでございまして、さういふ法律の建前から申しまして、受信料のうちから全然国際放送に払つてはならないという根拠はないと、私は思ふのでありまして、NHKの本来の業務の一つといたしまして国際放送があることになつておりますので、また理想的に申しますと、劈頭に申しましたように、国際放送につきましてはことごとく国家の公金によつてまかなうということが好ましいと思ひますけれども、しかし法的に絶対にい

けないといふやうなことになるのではないと思ふのでありまして、私どもの解釈といたしましては、国際放送につきましての最小限度の費用、明年度の予算で申しますと、やはり十六方向、十六時間の最小限度の費用は国から交付しておるといふやうに解釈いたしておりますのでございすか。

先ほど山田先生から、NHKが自分の金、言葉は悪いでございますが、政府交付金ならざる、結局受信料から入つた金を用いて国際放送をやるのは法律上おかしいではないか、違法の疑ひがあるのではないかと、いろいろお尋ねがございました。この点につきましてはかように考えております。ただいま、政務次官から申し上げましたように、現行法の第九條第一項には、一、国際放送を行つたため、放送局を設置し、維持し、及び運用し、又は政府の施設を使用すること。として、NHKの業務としてあげております。そしてさらに、放送法の現行法第三十九條という規定がございまして、この三十九條では「協会の収入は、第九條第一項及び第二項に掲げる業務の遂行以外の目的に支出してはならない。」かように定めまして、第九條一項及び二項に掲げる業務には協会の収入を用い得るといふ定めをいたしておられます。その九條の一項の中に国際放送のことも掲げてございすので、受信料で入りました協会の収入は国際放送に充ててよろしいといふことが現行法に書いてあると、か

ように考えております。ただ、その金額においてどのくらいの額を国際放送に回したらよろしいか、国内放送にはどのくらゐをかけたらよろしいか、あるいは協会の研究活動にはどのくらいの金を使つたらよろしいかといふようなことが、具体的な毎年度の予算の問題となるわけでございます。従いまして三十七条においてその点を国会の御審議をいただく、協会の事業計画、収支予算等は国会の御審議をいただく、かような定めになつておるわけであり、従いまして、国際放送をどのやうな規模において行ふのか、国内からとつた受信料の使い方としてよろしいかといふことは、毎年の御審議でもつて御審議いただく、こういうふうな放送法はなつておると存じます。

もちろん、政策の問題といたしまして、受信料から国際放送へ回すものは少く、なるべく多く政府の交付金によるべきではないか、こういうことが問題となるわけでございますが、法律上違法なことをやつておるといふ次第ではございせんので、その点御了承をいただきたいと存じます。なお、政務次官から事務的にあとで返答させると言ひました郵政省の昭和三十四年度の交付金要求額は二億八百万円強といふことになつております。

○山田節男君 これは今、莊君の御答弁ですが、この三十二条の受信料これを無心に讀むと、この法律は、決して国際放送までNHKにやらすために受信料を払うのではない、これははっきりしている。そのあとにおいても、その気がない者ならば金を払ふ必要はないといふ、念のためそういう規定までしておるのです。ただ第九條と第三十七條ですか、これは私は、どうもこの国

府委員(廣瀬正雄君) 国際放送につきましての御質疑でございますが、一番いいことは、NHKのやつておる国家の公金によつてまかなうということが好ましいとは私どもは考えております。すわけでございますが、明年度の予算の折衝につきましては、金額はあとで申し上げますが、私はつきり記憶いたしておりますけれども、NHK、あるいは私どもの最初考えておりました

要求額と非常に隔たつた金額で決定を見ざるを得なかつたといふことは、まことに遺憾に思つております。政府といたしましては、九千五百万でございすか、という程度の、十六方向、十六時間というやうな命令しか出し得ないといふ、NHKの方では十六方向、二十五時間というところで、三億二千万でございすか、というやうな予算を組んでいただいておりますのでございすか、私どももいたしましては、まことに残念に思つております。しかし、お説の中にありました三十二条の受信料の性質からいたしまして、NHK自体で自己負担において国際放送ができておると思ふという解釈は、どうも私どものとることができないところなんでありまして、NHKの本来の業務といふのでございすか、NHKは国内放送、国際放送といふやうな放送におきまして、非常に公共性を持った特殊法人であつて、その特殊法人をまかなうには受信料といふものによつてまかなう。その受信料は、受信機を設備してNHKの放送が聞ける設備をした者が契約したとして、それに基づいて受信料を払わなければならないといふやうな建前になつておるのでございまして、さういふ法律の建前から申しまして、受信料のうちから全然国際放送に払つてはならないという根拠はないと、私は思ふのでありまして、NHKの本来の業務の一つといたしまして国際放送があることになつておりますので、また理想的に申しますと、劈頭に申しましたように、国際放送につきましてはことごとく国家の公金によつてまかなうということが好ましいと思ひますけれども、しかし法的に絶対にい

けないといふやうなことになるのではないと思ふのでありまして、私どもの解釈といたしましては、国際放送につきましての最小限度の費用、明年度の予算で申しますと、やはり十六方向、十六時間の最小限度の費用は国から交付しておるといふやうに解釈いたしておりますのでございすか。

先ほど山田先生から、NHKが自分の金、言葉は悪いでございますが、政府交付金ならざる、結局受信料から入つた金を用いて国際放送をやるのは法律上おかしいではないか、違法の疑ひがあるのではないかと、いろいろお尋ねがございました。この点につきましてはかように考えております。ただいま、政務次官から申し上げましたように、現行法の第九條第一項には、一、国際放送を行つたため、放送局を設置し、維持し、及び運用し、又は政府の施設を使用すること。として、NHKの業務としてあげております。そしてさらに、放送法の現行法第三十九條という規定がございまして、この三十九條では「協会の収入は、第九條第一項及び第二項に掲げる業務の遂行以外の目的に支出してはならない。」かように定めまして、第九條一項及び二項に掲げる業務には協会の収入を用い得るといふ定めをいたしておられます。その九條の一項の中に国際放送のことも掲げてございすので、受信料で入りました協会の収入は国際放送に充ててよろしいといふことが現行法に書いてあると、か

ように考えております。ただ、その金額においてどのくらいの額を国際放送に回したらよろしいか、国内放送にはどのくらゐをかけたらよろしいか、あるいは協会の研究活動にはどのくらいの金を使つたらよろしいかといふようなことが、具体的な毎年度の予算の問題となるわけでございます。従いまして三十七条においてその点を国会の御審議をいただく、協会の事業計画、収支予算等は国会の御審議をいただく、かような定めになつておるわけであり、従いまして、国際放送をどのやうな規模において行ふのか、国内からとつた受信料の使い方としてよろしいかといふことは、毎年の御審議でもつて御審議いただく、こういうふうな放送法はなつておると存じます。

もちろん、政策の問題といたしまして、受信料から国際放送へ回すものは少く、なるべく多く政府の交付金によるべきではないか、こういうことが問題となるわけでございますが、法律上違法なことをやつておるといふ次第ではございせんので、その点御了承をいただきたいと存じます。なお、政務次官から事務的にあとで返答させると言ひました郵政省の昭和三十四年度の交付金要求額は二億八百万円強といふことになつております。

○山田節男君 これは今、莊君の御答弁ですが、この三十二条の受信料これを無心に讀むと、この法律は、決して国際放送までNHKにやらすために受信料を払うのではない、これははっきりしている。そのあとにおいても、その気がない者ならば金を払ふ必要はないといふ、念のためそういう規定までしておるのです。ただ第九條と第三十七條ですか、これは私は、どうもこの国

府委員(廣瀬正雄君) 国際放送につきましての御質疑でございますが、一番いいことは、NHKのやつておる国家の公金によつてまかなうということが好ましいとは私どもは考えております。すわけでございますが、明年度の予算の折衝につきましては、金額はあとで申し上げますが、私はつきり記憶いたしておりますけれども、NHK、あるいは私どもの最初考えておりました

要求額と非常に隔たつた金額で決定を見ざるを得なかつたといふことは、まことに遺憾に思つております。政府といたしましては、九千五百万でございすか、という程度の、十六方向、十六時間というやうな命令しか出し得ないといふ、NHKの方では十六方向、二十五時間というところで、三億二千万でございすか、というやうな予算を組んでいただいておりますのでございすか、私どももいたしましては、まことに残念に思つております。しかし、お説の中にありました三十二条の受信料の性質からいたしまして、NHK自体で自己負担において国際放送ができておると思ふという解釈は、どうも私どものとることができないところなんでありまして、NHKの本来の業務といふのでございすか、NHKは国内放送、国際放送といふやうな放送におきまして、非常に公共性を持った特殊法人であつて、その特殊法人をまかなうには受信料といふものによつてまかなう。その受信料は、受信機を設備してNHKの放送が聞ける設備をした者が契約したとして、それに基づいて受信料を払わなければならないといふやうな建前になつておるのでございまして、さういふ法律の建前から申しまして、受信料のうちから全然国際放送に払つてはならないという根拠はないと、私は思ふのでありまして、NHKの本来の業務の一つといたしまして国際放送があることになつておりますので、また理想的に申しますと、劈頭に申しましたように、国際放送につきましてはことごとく国家の公金によつてまかなうということが好ましいと思ひますけれども、しかし法的に絶対にい

けないといふやうなことになるのではないと思ふのでありまして、私どもの解釈といたしましては、国際放送につきましての最小限度の費用、明年度の予算で申しますと、やはり十六方向、十六時間の最小限度の費用は国から交付しておるといふやうに解釈いたしておりますのでございすか。

際放送を日本がいつまでも、いかに四等国になったとはいえず、世界各国でも一番見劣りする国際放送である。これは民間にして、私闘進んでおるかもしれせんけれども、少くとも国際放送に關しては、全額国庫負担、アメリカを見ても、民放を中心にしてる国をしております。イギリスは、おそろしく、他のヨーロッパ諸国も国営が多いのでありますから、国際放送に關しては、もう当然全額国庫負担ということになつてゐるのではないかと思います。

最初私がお尋ねしましたように、NHKは社団法人時代に国際放送をやつておつた。その伝統がそのまゝこの放送法においては規定されて、しかも政府の交付金の三倍以上の金を自腹を切つても国際放送をやろうというところは、今日のいわゆる重要な国際放送、国策としての国際放送という観点から見れば、これはNHKも悪いが郵政省も私は悪いと思うのです。しかも、わずか二億圓ぐらゐの補助金を要求したのに対して、これを五割以上も値切るといふやうなやり方は、一体政府として、この国際放送に対する理解と熱意を持つてゐるかどうかということをおきましても大蔵省の諸君は、今、莊君の言われたような法的解釈をもつて、言ひのがれておるのであります。これはNHK、公共放送は国民のものであるといふ建前、それから国民の代表機関だ、従つて国際的な仕事をするならばこれは合法的である、当然だといふことが言ひ得ることも私は理解できません。しかし、先ほど申し上げましたように、国際放送といふことの通念並

びに国策ということを考えれば、こゝに一般の聴取者から集めた金を、政府の補助金の三倍以上も使つて、なおやちな国際放送をやつていかなくちやならぬという、しかも国際放送は、受信料を値上げしなければならぬという一つの要素として、国際放送を充実しなければならぬといふことは、ますます一般国民に対しての犠牲を私は大きくするものである。かゝるに私は解明を申し上げたわけでありませう。

これは、三十四年度のNHKの収支予算の点においてなお重ねて私は大蔵省も呼んでこの点は一応応答を重ねてみたいと思ひますが、これは郵政大臣におかれては、これは寺尾郵政大臣としては、国際放送の重要性といふものは、各府に見てきておられるのですから、十分に御認識のことだと思ひますが、どうも私は、いつも問題になるのは、これは社会党の立場というよりか、そゝういふやうな立場でなくとも、この国民的立場から見れば、私はどうもこの点は解せない。法律的にできるのじやないかと言ひますが、實際問題として、そゝういふことは、あたかも公共放送といふものの金をそゝういふ方面に使い過ぎるということは、NHKに犠牲を多からしめ、しかも、こんな三億や四億の金では、今日の日本が期待してゐるやうな国際放送は、とてもそんなはした金ではできないのです。これは今後の問題として、郵政大臣は国際放送の認識は、一つ總理にも機会があつたらば強くこの点を認識していただくように進言していただきたいといふことをお願い申し上げておきます。

次に、受信料の問題でございますが、今回のような根本的な放送法を改正するといふことになれば、これは受信料こそ一番私は政府がまづ先に取り組んで、これを合理的なものにするべきものだと思ひにかかわらず、今回は、核心となるべき放送法の改正に全然手を触れていないといふことは、私は、これはけしき申し上げましたように、非常に末節的な理論に拘泥して、本質的な改正要点を失つてゐるという根柢になつてゐるわけでありませう。

これは、三十四年度のNHKの収支予算の点においてなお重ねて私は大蔵省も呼んでこの点は一応応答を重ねてみたいと思ひますが、これは郵政大臣におかれては、これは寺尾郵政大臣としては、国際放送の重要性といふものは、各府に見てきておられるのですから、十分に御認識のことだと思ひますが、どうも私は、いつも問題になるのは、これは社会党の立場というよりか、そゝういふやうな立場でなくとも、この国民的立場から見れば、私はどうもこの点は解せない。法律的にできるのじやないかと言ひますが、實際問題として、そゝういふことは、あたかも公共放送といふものの金をそゝういふ方面に使い過ぎるということは、NHKに犠牲を多からしめ、しかも、こんな三億や四億の金では、今日の日本が期待してゐるやうな国際放送は、とてもそんなはした金ではできないのです。これは今後の問題として、郵政大臣は国際放送の認識は、一つ總理にも機会があつたらば強くこの点を認識していただくように進言していただきたいといふことをお願い申し上げておきます。

ておけば、金を払ふ必要はないので、ことに今回受信料が、ラジオの受信料が八十五圓になりますといふこと、テレビジョンと一緒に払ふといふことになれば、これを両方備へるということになれば、年周四千圓の金が要るわけでありませう。その上、いゝゆる庶民階級にとりまして年額四千圓といふ金はこれは相当な金なんです。そゝういふしますと、やはり経済的理由からいいたしても、また法的な理由からいいたしても、NHKに対して納める受信料といふものが、これはまだ今日は予想でありませうけれども、案外近い将来において重大なこれはNHKの財政問題として上つてくると思ひます。そのこと、前の国会でも、これは私は現地で視察したときのいろいろな世論等から察知したものでありますけれども、大都會におきまして民間放送がすでに二つ以上あるといふことになれば、この問題は私はかなり近い将来において問題になると思ひます。そのこと、先ほど申し上げましたように、NHKの財政的な方面に響いてくるわけでありませう。現行法ではこれ

は、先ほど申し上げましたように、NHKの財政的な方面に響いてくるわけでありませう。現行法ではこれしかし、これがもしテレビジョンにいたしまして、五萬、十萬、あるいは三十萬といふやうなものが、この法律の存在を知りまして、ないならば納めなくていいといふことになつた場合、一休年に数億なり、あるいは数十億に上るやうな受信料をNHKに納めない者ができたらしうか。こゝういふことを私は政府として予想しておられるのかどうか。今私が申し上げるやうなことが起きるとする場合には、何か受信料といふものをNHKにやはり納めなければならぬのだといふことを行政措置でも何かできる方法があるのかどうかといふことを実は考へてみて、私にはそゝういふ方法が見つかりません。しかし政府としても、やはりこゝういふ改正法を立案されるに、このことは当然私は改正の対象として御審議になつたらうと思ひます。それから、電波監理審議会あるいは臨時放送法の審議会におきまして、この問題について審議されたやに私は聞くのであります。一体、この問題を今回の改正法案の中に入れられなかつた理由と、それと、先ほど私が申し上げたやうなNHKの財政に響くほどまでに受信料を払わな

い者がふえた場合には、一体どういふ対策を政府として持つか。この二つについて政府の所信をお伺ひいたしたいと思ひます。

○國務大臣(寺尾壽一) このことは全く御指摘の通り、この法律案の改正に當りまして、一番今後のNHKの運営に當つての聴取料の問題といふやうなものがきつて重大な問題として、いろいろ論議されたことは御指摘の通りであります。しかし、今それでは現行の聴取料制度にかつて適切で、しかも大衆が、加入者が納得し得るもの、また政府もそれによつて確信を持つ得るものといふものについては、遺憾ながら、これは山田委員もごらんのように、そゝういふやうな適切な受信料制度といふものを求め得なかつた、そゝういふ結果を得られなかつた。まあこゝういふことは事實でございます。従ひまして、この受信料の根本的な改正、こゝういふことについては、今後の問題として、きつめて重要な問題としてこれを検討するといふことをきめて、現

行法の今回の改正に当つては、受信料制度はこれに触れない、こういうことにきめて、改正案が結論を出したわけでありましたが、このことにつきましていろいろの懸念は、私は確かにあろうかと思ひます。現在でも、すでにそういつたような問題が若干の個所に出ておるといふことも報告を受けております。従ひまして、できるだけ、これはやはりNHKの公共放送としての使命と、そうして、いわゆる受信者との契約に對する放送法に定められたこの法規等、十分徹底をさせると同時に、またNHK自身が、公共放送としてのいわゆる高い使命と、より一つは、より内容の豊富で、大衆の生活のかへともなるべき番組の放送に専念をする。こういうことによつて、まず加入者が考へたときには、ある特殊なものとは別として、NHKの私は番組を、必ずダイヤルをそこに合さなければ自分たちのその日が――あるいはテレビなりこのラジオというものはそうした魅力を持たせる。またNHKの放送に對して信頼と非常な興味を、あるいはこれに對する希望を持たせる。こういうことにこれ努めて、できるだけこの受信料というものを加入者の一つの、加入というに大いに努力をしていかなければならぬ、かように考へておるわけでありますが、なお、この受信料問題についての経緯、また、どういつたようなことが受信料について方法が考へられておるかというようにのことにつきまして、は、次長に一つ答弁をさせていただきたいと思ひます。

○説明員(佐田君) 今回の放送法改正案を立案するに當りまして、確かに受信料制度の問題も大きな問題であると

いうことで、私も慎重に検討をいたしました。その結果は、ただいま大臣からもお話しがございましたように、現在の制度にとつてかわるべき名案がどうしても出ないというところで、現在のところ、今までのまま据え置くということにいたしました次第でございます。それで、今までの臨時放送法審議会の答申はどういうものであつたか、また、どういつたふうな案を考へたかという点についてお答えを申し上げます。まず審議会の方の答申は次のようなものでございまして、三十一年の七月十三日付の答申においてこのように申しております。すなわち、NHKの収支予算等は、これは、ただいまは国会にお出しして御承認をいただいております。現行法の通りすべきであるという意見もございましたが、多数意見としては、協会の収支予算等は郵政大臣の認可事項とすることが適当であるとしております。そして、これに受信料が関連をしてくるわけでございますが、現在の法律によりまして、受信料は国会に収支予算等をお出しして、それを御承認願ふことによつて定まるといふことになつておりますが、ただいまの答申のように収支予算等は郵政大臣の認可事項といたしました場合には、受信料がどのようになつてくるかという点が問題になるわけでございます。この点について答申におきましては、かように申しております。「現行法においては、受信料の額は、国会が収支予算を承認することによつて定めることとなつており、事業年度ごとに新たに決定されるのであるが、これは予算編成

の基礎を不安定にし、事業の運営上好ましくないもので、収支予算とは別に決定すべきものと考へる。」すなわち予算と受信料の額というものは別にきめるといふ立場をとつております。そしてそのきめ方については次のように申しております。「また、受信料の額の決定は、国民生活に對する影響を考慮し、慎重に検討すべき問題であるから、法律をもつて行うことが適当であると考へる。」かように申しまして、受信料の額は予算と切り離し、法律をもつてきめていただくと、こういうふうにすることがよろしいと、こういう答申でございました。

さて、今回の改正案を作るに當りまして、私もこの改正案を檢討いたしましたところ、次のような場合でございまして、現在の放送法の第三十二条によりまして、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信に對する契約をしなければならぬ。」かようになつております。このくだりの前半分、すなわち「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、」というところ方を、このままにしておくのがよろしいか、あるいは、およそ日本国内において放送の受信設備を設置した者はこの放送の受信設備を、とにかく受信設備をした者はというように、すべての者に広げるといふ点が、この前半分問題となるわけでございます。それからあと半分は、協会の契約をしなければならぬというふうになつておりますが、これについて、イギリスでやつておりますように、国に納めるといふようなやり方をしたかどうかという考へが一つござい

ます。それからまた、NHKに納めなければならぬ、契約をしなければならぬではなくて、NHKに金を納めなければならぬというふうになつたらどうかという考へ方があるかと半分にあるわけでございます。それで上二つ下二つのいろいろの組み合わせがあるわけでございますが、そのうちの主要なものについて申し上げますと、欧州各国等において行われていた一番代表的な制度は、あらゆる受信設備をやつたすべての人は国の許可をもらわなければならない、受信機設置の許可をもらわなければならないといふこととして、その許可を受けた者は年に幾ら幾ら払わなければならないという許可料の制度にすることでございます。そのやり方によりまして、大前提といたしまして、あらゆる受信機を設置した人は国の許可を得なければならないという新たな制度を起す必要があるわけでございます。日本におきましても、電波法が施行される以前におきましては、すなわち無線電信法の時代でございますが、当時におきましては受信機の設置も自由でなくて、すべて通信大臣の許可を要するといふことになつておりました。それが電波法によつて、受信設備の設置は自由であるといふことになつて今日に至つておるわけでございます。この受信機設置の自由をもう一度昭和二十五年以前の狀態に戻して、国の許可にかからせるといふことは、国民の間に非常な抵抗があるのではなからうか。現在そこまで制度を戻すといふことは、言うべくして行いがたいのではなからうか、かように考へたことが、そのやり方についての一つの難点でございます。

それからもう一つ、そのやり方をやりますと、金は一応国庫の収入に全部なつてしまふわけでございます。その国に入つた金をNHKに對して交付してNHKの経費をまかなう、かような姿になるわけでございます。そういういたしますと、いわばNHKは財政的には国のまゝかかえといふ格好になるわけでございます。もちろん、イギリスのBBCのごときはそのやり方でやつておるわけでございますから、世界に例のない制度であるといふようなことにはならないわけでございます。けれども、わが国においてそのようなやり方をとることが、果して適当であるかどうかといふことにつきましては、まあ言論報道機関としてのNHKの自主性を努めて維持すべきであるという見地からしまして、いささか問題がある。かように考へまして、この制度はやはりこの際とていふところまで踏み切れないかつたわけでございます。

それからもう一つのやり方といたしまして、NHKの放送を聞き得る設備をなした者あるいは受信機を設置した者はNHKに受信料を納めなければならない。契約をしなければならぬといふのはなくて、納めなければならないといふところまで踏み切つたらどうか、こういうことも考へてみたわけでございます。かようにいたしまして、この場合には、納めなければならないといふ切つただけではNHKには金が入つてこないわけでございます。と申しますのは、受信機を設置した人は、自分が受信機を設置した、これははっきりしている。それから納めなければならないといふこともわかつてゐる。しかし、取りにくるまでは納

めないでほうっておけばいいということにこれは当然まあなると覚悟しなければならぬわけでございます。そうしてNHK側としましては、どこに受信機ができたかというところを知らずにはない。従って、金を取りにいけないということになって、協会の財政がたがたになるといっておそれるわけでありまして、従いまして、納めなければならぬという制度を作り出した場合には、少くとも受信機を設けた人は、国または協会に届出をしなければならぬということ、どうしでも制度として組み立てなければならぬわけでございます。そういうふうになりまして、先ほど申しました許可制度の場合と非常に似て参るわけでございます。現在自由による受信機を設けておられる者が届出をする。結局、許可をもらうと同じようなことになりまして、そこらあたりにもいろいろ問題がある。

それからさらに、法律的に申ししますと、現在の二十二条は、契約を強制している。もちろん契約締結の強制になります。納めなければならぬというところにいたしますと、契約強制よりももう一だん強い、直接の負担が国民の上にかかって参るわけでございます。その点につきましても、法律的に果してそこまでやれるかどうかということも、もちろん疑問が相当ございまして、また、このように納めなければならぬとした場合に、その金というものは、法律的にいかなる性質のものであるかというふうな点についても、なかなかむずかしい問題があったわけでございます。そういうようなことを考えまして、ただいま申し上げまし

た、まあ代表的な二つのやり方は、いずれも現在のやり方と比べてまざるもの、これならばよろしいということと、ろまでどうしても踏み切れなかったというところでございます。さらに現在

の……

○委員長(手島栄君) 速記をとめて。

○委員長(手島栄君) 速記を始めて。

○説明員(荘次君) さらに、現在の制度そのものでございまして、確かに山田先生御指摘のようにいろいろ問題がございまして、また、今後いろいろ問題が大きくなつていくであろうというところも推察できるものではございまして、ともかくにも、現在までのところ、わが国民の、何と申しますか、醇風美俗と申しますか、大へんな協力によりまして、ともかくにも、一応円満に動いておる実情がございまして、そこらあたりをいろいろ考え合せました結果、今回は一応改正提案を見送らしていただいた。なお、しかし、今後十分検討いたしたい、こういうわけでございます。

○山田節男君 今、荘次長から詳細に放送法の改正に受信料を入れたかった事情を承わつたわけでありまして、私の憂えましますのは、たとえば現在八十五円にラジオの聴取料が上げられたといふと、年間ラジオ、テレビで四千円受信料を払わなければならぬ。これを払わぬという者が十万でければ四億、五十万とすれば二十億、二十億という財政収入というものがNHKにとりましては減るわけでありまして、しかし、今、荘君の言われましたようないきさつで、なかなかむずかしい。しかし、一面から非常に甘い考えと、ま

た、変にNHKに官僚が干渉するのじやないかといわれるのをおそれて、今日未解決のままに見送られたという事情はわかりましても、現実問題として、ラジオ、テレビの視聴者が今日二百万人になんかとする。テレビジョンを持つておる者は大体ラジオを持つておるわけでございますから、その十万人の者がNHKには、三十二条によつて、放送料、受信料を納めぬ、見てないのだというところになれば、それだけNHKとしては減収になることは確実であります。そういう場合には、今のやうな政府の態度だと、もし不幸にして、年間NHKとの解約者が五十万出た。二百萬の聴取者の中に五十萬の不払いという事実が起きた場合に、そのこれから五六年計画という雄大な予算をここに、われわれにも示しておるわけでございます。そういうことがおこることもさつちもいかなつた。いわゆるデッド・ロックにぶつかった場合に、今のやうな政府の思いやりといひますか、受信料に対するそういういふ心がまえでいつた場合に、さらにこれを上げて収支を償わなくてはならぬやうな場合に、やはり受信料値上げといふことを結果として、政府として認めなければならぬことになるのじやないか。これは要するに、特にわれわれとしては、公共放送といふものはあくまで堅実に、あくまで一種の、商業放送より国民の生活に密接に直結したいという放送をするのが、NHKをしてそういうふうにするべきものだ、こういう建前からいいますと、むしろ政府の思いやりがあらになるということ

私は多分に憂えるわけですが、これは大臣おられませんが、不幸にして、今私が予想しているやうなNHKに対する受信料の不払いの者がふえた場合には、それによつて生ずるNHKの財政的な危機といふものに對しては、一体どういふやうなことを政府の責任においてNHKにやらせるのか。私は少くとも今回の放送法で、こういう重大な問題を、今、荘次長が述べられたやうな事情があるにしろ、そういうことを見送りしたということによつて起る問題は、やはり政府の責任だと思ひます。NHKよりは、むしろこの場合においては政府の責任だと思ひます。これは廣瀬政務次官なり濱田監理局長でもよろしゅうございまして、それと、そういうことが不幸にして起きた場合に、再び受信料を値上げしなくちゃならぬということになるのです。こういう場合に政府は一体どうするつもりですか。

○政府委員(廣瀬正雄君) 受信料の問題につきましては、先ほど来荘次長が御説明申し上げましたやうに、免許料でもない、税金でもない、免許料でもないやうな公的な方法によつて徴収するといふやうな方法はよろしくなといふことで、結局、受信機を設備する、その契約によつて、対価として受信料をおいただきするといふやうなことは、現在考えられませんが、しかしこれは、将来の根本的な大きな課題であります。これは、たびたび私が申す通りなんです。ございまして、こういう問題は、大いに検討して参りたいと思つておりますが、しからば、今回八十五円に値上げしたとして、さやうな受信料の性格からして、徴収不能のものがだんだんふえてきたときはどうするか。私どももいたしましては、もう八十五円というのがここの最終的な値上げの料金である、かやうに考えておりますので、これ以上絶対に受信料の値上げには私どもは同調できないと思つております。わけでございますが、そこで、だんだんさやうな徴収に應じないといふやうな者ができた場合どうするかといふことになって参りますが、私どももいたしましては、NHKの公共放送としましての使命を十分果たして、つまずき良質にして豊かな放送を、さやうなNHKの本来の使命を十分果たして、皆が喜んでNHKの放送を聴取するといふやうなことにNHKの御努力を願わなくちゃならぬとともに、受信料の徴収につきましまして、三十二条でございまして、その制度を十分聴取者に御理解いただきまして、従来同様、あるいは従来に増しまして聴取率を上げていただきたいと、かやうに考えておるわけでございます。さやうなこと、最悪の場合の予想といふやうなことにございましては、具体的に考えておられますが、NHKが公共の使命をいたしまして、りっぱな放送をやつてくれ、NHKらしいあり方で進んでもらいますならば、さやうな不幸な事態は発生せずして済みやせぬかと、かやうに考えておる次第でございます。

○山田節男君 最後にNHKの当局者にちよつと私確かめておきたいと思ひますが、従来、NHKは自発的に放送番組の審議会を持つておるわけでありまして、国際放送においてもさやうな番組の審議機関を持つておるわけですか。私、第三十国会で参考人を呼んだ場合に、特に私は、NHKの国際番組

事実上困難でありますので、現在まで実施いたしましたのは、年に三回ないし四回でございます。しかし総会の間に各部会の会合が行われておりますので、実質的には、私どももいたしましては、きわめてひんばんに自主的にこれらの会議を開いていただいております、こう考えております。国際放送番組審議会につきましても、同じようなやり方をしておりますが、ただ国際放送番組審議会は総会ばかりでございますして、今までのところ、部会的な会合を開いたことはございません。ただ二、三の審議委員の方々が、ほとんど常時NHKの国際局あるいは国際局長の要望によっておいでを願ひ、あるいは自発的においで下さつて、それぞれの問題について御意見を述べていただき、また実施した放送の結果をお持ち下さつて、あのやり方には多少の疑問があるというような御意見を直接述べていただく。それによって放送の内容を改善していくという措置をとつてきております。そういう意味では、正式会合は国内放送審議会に比べて国際放送審議会の回数は少ないのでございますが、実質的にはいずれの番組審議会も、それぞれ日常業務と関連いたしまして、私どもにもいろいろ御示唆をいただく機会を与えられておることを、私どもはむしろ非常に感謝いたしておる次第でございます。

それから、第二点のこのよう放送番組審議会が、今御審議中の改正法案が成立されましますと、これは法制上の制度になるわけでございます。この制度の運営につきましますは、私どももすでに検討を開始いたしております。まず国際放送について申し上げますと、これを機会に国際放送に関しましては放送準則を作りたと思つております。そうして新たに従来の見地とは違つた建前で、一そう広範に適當な審議委員を得るよう努力いたしたいと考えて準備中でございます。それからまた、国内放送の番組審議会につきましても、放送準則は先ほど御説明申し上げましたように、従来長くございまして、この機会にこの内容を再検討すると同時に、従来お願い申し上げておる四十二名の放送番組審議委員につきましても再検討いたしまして、これを中央の放送番組審議会に改編、それから充実にして参りたいと、こう考えております。

国内放送の中央放送番組審議会と地方番組審議会の問題につきましては、従来地方番組審議会はNHKの放送を行政的な規定に従ひまして、各中央局に放送番組審議会がございまして、またそのほか一種局、——NHKの呼び方をお許し願へるならば、一種局にも放送番組審議会を持つておりまして、三種局でもすべて持つておりまして、放送法の改正が成就いたしましたら、これをかなり整理いたしまして、私どもの現在の考え方といたしましては、中央局を中心としてその地域全体を包含する強力な放送番組審議会の地方体系を打ち立てたいと考えております。従来の考え方によりますと、中央審議会の東京の番組審議会は、会長直接の諮問機関でございまして、放送法の改正案が成立された場合には、私どもの考え方は、地方番組審議会も直接に機構としては会長の諮問機関でなければならぬという考え方を持つております。ただ審議の目標が、中央審

議会では全国的な視野に立つて御審議をお願い申し上げるのに対して、地方審議会は、先ほども申し上げた、地域内の、地域社会に直結する目標をもつて審議をお願いいたしたい、かように考えております。最後に全般的な結論として申し上げますと、私どもが予備的に検討を開始しておる人選の範囲につきましては、階級、職業、その他特殊性を中心としてこれを選ぶという考え方はまだ固まつておりません。私どもは、いかなる職業、いかなる立場におられてもNHKの放送を審議する委員として適當な方がおれば、いわゆるその方の御経験と御良識と、そういうことを中心として審議委員をお願いいたしたい、こう考えております。

○山田節男君 その最後の点ですがね。経営委員会の任命ということについておはしかねてだいたい前から申し上げておるのですけれども、ましてや、公共企業体としての経営委員会において、今日千五百万の組織労働という者があつて、これは総評、全労、すべてそれがかかるとか赤くないとかいうことで声を取り入れる、これは公共企業体としての経営にも入れるべきだと思つて、ましてや番組の編成ということに對する審議については、今、前田理事も最後に言われたこと、これは抽象的でありまふけれども、やはり今日のこの千五百万という組織労働の代表のもつとりつばな人を選んで、そこから入れることが絶対必要だと思つて、この従来の例から見ましても、審議会の委員になる人は、なるほど学識識見のある人でありまふ。それは學者であり、あ

るいは評論家であり、個人としての学識、達識な人だということも基準になりますけれども、しかし、他の多くの審議会を見ますと、やはり団体の代表者が多いわけですね。そういうような点から見て、私は、法制化される番組審議会になれば、千五百万の組織労働者の意思を代表する者を参加させることは、特に中央、地方においても私は絶対必要なことではないか。従来、どうも労働組合関係の者は思想が赤い、社会主義者だ、あるいは共産主義者だというふうな目をもつて見ていくのでありますけれども、しかし、これは非常に狭い見解であります。天下の公器を運営するに當りましては、普通の事業の経営において、ドイツのごときは共同決定権で労働組合の代表を入れる。まして、こつち文化機関については漏れなくいろいろ各界の人を網羅するといふ点におきましては、私は、今回のこの放送法の改正によつて番組審議会を法制化されるということになれば、特に公共放送の建前としては、絶対的な条件として、私は委員の選出、選任といふものには十分御考慮願ふべきだと思つておるのです。これは郵政省としても、従来非常に狭い見解を労働組合について持つておられた。しかし、これは私は、むしろそういうことをしないことによつて、労働組合組織、労働組合主義といふものをかえつてひがまふので、進んでそういう者を参加させるというのが民主的な寛容な態度である。この番組審議会の編成に當りましては、少くとも政府、郵政省としては、そういう点も十分一つ意を用いていただきたいといふことを私は強く要望しておきます。

それでは、もう一つお尋ねします。この今までのところいろいろ私御質問を申し上げたことでありますが、これに関連して、最近私、岸総理並びに大臣に申し上げましたように、民間放送が非常に経済的、金融的な一つの勢力となつてゐる。そうして商業放送の、これはどこでも、ことにアメリカにおきまして、商業放送で問題になつておることは、商業放送の広告の過剰といふことです。いわゆるエクセツスイヴ・アドバタイズ、民間放送になつてくると、とにかく写る映像のパーセンテージは広告が多過ぎる、それから広告がどつどつ過ぎる、こういう非難も出ておる。こつち点につきましましては、ああいう相當自主的な訓練を経たアメリカにおきましては、過度のいわゆる広告については非常に困つておる問題です。このことは、商業放送の建前と、それからこれこそ政府が国民の一般視聴者を保護するために監督というか、規制を加へなければならぬ。これはまた、視聴者が三百万、五百万になりますと、大きな社会問題となると思ひます。こつち点が今回の放送法の改正については全然うたわれないければ、そういうことについて深い認識があるかどうかといふことを疑われるくらい、今日までの質疑応答を通じまして、これは法律にはありませんけれども、たとえば三十分間のテレビあるいはラジオの放送において、その何パーセント以上を広告にしないか、あるいはあるいは広告にする時間のパーセントのみならず、映画の映像の演出中に、いわゆる広告の出し方によつては、これまたアメリカのように科学の進んだ国においては社会問題

それでは、もう一つお尋ねします。この今までのところいろいろ私御質問を申し上げたことでありますが、これに関連して、最近私、岸総理並びに大臣に申し上げましたように、民間放送が非常に経済的、金融的な一つの勢力となつてゐる。そうして商業放送の、これはどこでも、ことにアメリカにおきまして、商業放送で問題になつておることは、商業放送の広告の過剰といふことです。いわゆるエクセツスイヴ・アドバタイズ、民間放送になつてくると、とにかく写る映像のパーセンテージは広告が多過ぎる、それから広告がどつどつ過ぎる、こういう非難も出ておる。こつち点につきましましては、ああいう相當自主的な訓練を経たアメリカにおきましては、過度のいわゆる広告については非常に困つておる問題です。このことは、商業放送の建前と、それからこれこそ政府が国民の一般視聴者を保護するために監督というか、規制を加へなければならぬ。これはまた、視聴者が三百万、五百万になりますと、大きな社会問題となると思ひます。こつち点が今回の放送法の改正については全然うたわれないければ、そういうことについて深い認識があるかどうかといふことを疑われるくらい、今日までの質疑応答を通じまして、これは法律にはありませんけれども、たとえば三十分間のテレビあるいはラジオの放送において、その何パーセント以上を広告にしないか、あるいはあるいは広告にする時間のパーセントのみならず、映画の映像の演出中に、いわゆる広告の出し方によつては、これまたアメリカのように科学の進んだ国においては社会問題

それは、もう一つお尋ねします。この今までのところいろいろ私御質問を申し上げたことでありますが、これに関連して、最近私、岸総理並びに大臣に申し上げましたように、民間放送が非常に経済的、金融的な一つの勢力となつてゐる。そうして商業放送の、これはどこでも、ことにアメリカにおきまして、商業放送で問題になつておることは、商業放送の広告の過剰といふことです。いわゆるエクセツスイヴ・アドバタイズ、民間放送になつてくると、とにかく写る映像のパーセンテージは広告が多過ぎる、それから広告がどつどつ過ぎる、こういう非難も出ておる。こつち点につきましましては、ああいう相當自主的な訓練を経たアメリカにおきましては、過度のいわゆる広告については非常に困つておる問題です。このことは、商業放送の建前と、それからこれこそ政府が国民の一般視聴者を保護するために監督というか、規制を加へなければならぬ。これはまた、視聴者が三百万、五百万になりますと、大きな社会問題となると思ひます。こつち点が今回の放送法の改正については全然うたわれないければ、そういうことについて深い認識があるかどうかといふことを疑われるくらい、今日までの質疑応答を通じまして、これは法律にはありませんけれども、たとえば三十分間のテレビあるいはラジオの放送において、その何パーセント以上を広告にしないか、あるいはあるいは広告にする時間のパーセントのみならず、映画の映像の演出中に、いわゆる広告の出し方によつては、これまたアメリカのように科学の進んだ国においては社会問題

それは、もう一つお尋ねします。この今までのところいろいろ私御質問を申し上げたことでありますが、これに関連して、最近私、岸総理並びに大臣に申し上げましたように、民間放送が非常に経済的、金融的な一つの勢力となつてゐる。そうして商業放送の、これはどこでも、ことにアメリカにおきまして、商業放送で問題になつておることは、商業放送の広告の過剰といふことです。いわゆるエクセツスイヴ・アドバタイズ、民間放送になつてくると、とにかく写る映像のパーセンテージは広告が多過ぎる、それから広告がどつどつ過ぎる、こういう非難も出ておる。こつち点につきましましては、ああいう相當自主的な訓練を経たアメリカにおきましては、過度のいわゆる広告については非常に困つておる問題です。このことは、商業放送の建前と、それからこれこそ政府が国民の一般視聴者を保護するために監督というか、規制を加へなければならぬ。これはまた、視聴者が三百万、五百万になりますと、大きな社会問題となると思ひます。こつち点が今回の放送法の改正については全然うたわれないければ、そういうことについて深い認識があるかどうかといふことを疑われるくらい、今日までの質疑応答を通じまして、これは法律にはありませんけれども、たとえば三十分間のテレビあるいはラジオの放送において、その何パーセント以上を広告にしないか、あるいはあるいは広告にする時間のパーセントのみならず、映画の映像の演出中に、いわゆる広告の出し方によつては、これまたアメリカのように科学の進んだ国においては社会問題

になつておりますが、光学的な目の神経に悪い結果を来すと、テレビジョンの視聴者に対する医学的な弊害というものがここに大きな社会問題となつていふことだと思ふのです。これは私はあえて法の規制をもつてどうのこうのとは申し上げませんけれども、少くとも行政的に見て、今日二百万やがて五百万に達する多数の国民の視聴者というものの衛生といふことが、健康から見ても、今のような商業放送の広告の仕方がいいか悪いか、これは大きな問題だと思ふます。幸いまだ日本としてはそれまでの世論が出ておりませんが、やがてこれは問題になつてくると思ひます。商業放送のことにテレビジョンにおきまます過度の広告というものを規制するといふことが私は必要だと思ふのです。これは決して民主主義に反するのではないのであります。公共の利益、衛生を守るといふ立場から絶対に必要だと思ふのですが、これに対して郵政当局は、この問題に対して検討したことがあるのかどうか、また、これについて省令なり規則をもつて民間放送に對するそういう不健康な演出というか、プロダクションを規制するといふようなそういう御意図があるかどうかといふことを私は最後に承わつておきたい。

○政府委員(廣瀬正雄君) 広告につきましては、御指摘のように、わずかに教育放送につきまして、教育効果を阻害してはならないといふことがうたつてあるだけでございまして、他は全然今回の法律案にはうたつていないわけでございます。しかし、私どももいたしましては、教育、教養番組、報道番組、娯楽番組といったようなものが、立場を保つたものでなくちゃならないといふようなことを考えております。ともに、広告につきまして、同様に考慮しておるわけでありまして、そういうことにつきましては、番組の基準で適当な規制をやつてもいいと思ひます。新しくできます番組審議会が良識によつて過当な広告といふのを阻止するといふようなことで、ただいま御指摘のようなことのないようなことを期待いたしておるわけでございます。

○山田節男君 私は非常に意外に思ふのですが、少くともこれは、むしろ厚生省といふよりも郵政省だと私は思ふのですが、今申し上げたようにテレビジョンの映像が目を通じ、従つて神経といふ、むしろ衛生的に非常に弊害があるといふことが、これは数年前からアメリカでは医学界の大問題になつております。日本はまだそういうこととはなないといふことを言われるかもしれないけれども、しかしこれは日本に必ず起してくる問題だと思ふ。私は何も強制的には申し上げませんけれども、少くとも、将来を考えると、郵政省が電波関係からそういう特殊な科学者とか心理学者と申しますか、そういうような人を嘱託しまして、こういうテレビジョンの視聴衛生という面から、これは私はやはり放送行政の建前から、今からそういうものを研究するとか、そういうデータをもつて民間放送の過度の広告による、あるいは演出者のよしあしといふものを、これによつて一つの規制を加えるといふためにも、そういうものが私は必要だと思ふ。すでに私はその時期に来ていふと思ふ。こういう

うことに対して全然関心がないといふことは、私は少しこれは……決してこれは民間放送自体でやるべきことではない、国家がやるべきである。日本でもそういうものに関心を持つた医学者、心理学者がいるわけだ。そういう人に委嘱して、事前にそういうようないい意味の規制を私は考えるべきじゃないか、そういうつもりはないといふように私は政務次官のお言葉で了解するのです。どうでしょう。実際問題として、郵政省もつと慎重に私は考えるべきものだと思う。予算に制約されるという問題以上にはこれは重要な問題だと思ふ。いかがでしょう。

○政府委員(濱田成徳君) 山田委員の御懸念は、まことに私も同意に思ふものでございます。しかし、私どもの考え方としては、番組の最大の批判者は国民であるという判断でございまして、ある人が、テレビジョンが盛んになつてきましたとき、一億総白痴化といふことを申しました。非常に心配されましたが、私は一億総評論家になることが最も理想であります。そのために私どもは、いろいろな機会を通じて宣伝、普及等をしていふ、そういう意願でおるのでございます。

つきまして、過剰広告の問題でございますが、私がただいま申しましたような次第で、案外国民は利口であります。スイッチをひねつて聞かない、見ないといふことで、私は抑制するとか考へておるのであります。今思い出しますが、終戦後、日本で早急な書物がたくさん出てきて非常に心配になりました。どうなるかと思つておりました、大衆は案外英和を持っております、だんだんそういうものは売れなくなつてきたといふこともあります。私は案外論でありませんが、非常に低俗な番組あるいは過剰な広告は、スイッチをひねつても見なくなるだろうといふことを従来考へておりました。しかし、ただいま山田委員の御注意、御懸念もありますので、何とかそういう方面につきましても研究を進めまして、対策等を考へて参りたいと思つております。

○鈴木強君 大へん恐縮ですが、資料を二つばかり出していただきたいので、委員長を通じてお願いしたいと思ひます。それは協会に對してですが、一つは国際放送の各国における受信の状況でございますね。特に波長一つにした方向に對するものを、できれば詳しくお調べになつておりましたら出していただきたい。

もう一つは、これはまだおわかりになつていないかどうかわかりませんが、とかくNHKが薄謝協会といわれておるのですが、民放と比べてまあ相当出演者を呼ぶ場合に苦勞されていると思ふのです。今後は料金改定を契機に多少はそういうものを改定する御意思があるのかどうか。ここで時間をとつてもあれですから、もし、できるならば、一つ明日か、この次の機会に質問する参考にしたいたいと思ひますから、そういう改定の意思がありましたら、一つ出していただきたいと思ふのですが、これ委員長の方から一つ。

○森中守義君 さっきの山田委員の質問に對する国際放送の費用負担の問題について、政務次官と君の御答へがどうも私は少し難解じゃないかといふように思われるんです。なぜかといへば、国際放送の実施命令というのが三十三条にある。この実施命令の三十三条以外でNHKは国際放送ができますか。私は、この三十三条以外には国際放送はできない。従つてこの三十三条に對して三十五条は費用負担を義務づけておる。にもかかわらず、政務次官と君は、三十九条を引き合ひに出して、ここで九条の一項、二項に掲げ

る業務の遂行以外の目的に支出してはならないとあるから、これは当然日本放送協会は支出し得るといふ解釈をお持ちのようです。しかし、三十九条の解釈を他との関連なしに考える場合にはそれは成り立つ。しかし国際放送の実施命令、この三十三条によるならば、あくまでも三十五条がこれに對する関連事項として生きてこなければ、国際放送はでき得ません。もとより、総則にいう五条に一般的な国際放送をうたてておられますが、こゝよりいふことは、日本の放送協会以外には国際放送ができないというのを規定しておるのであります。その規定によつて三十三条の実施命令を発してゐる。この実施命令以外に日本放送協会は放送ができませんか。これは鈴木委員があるいは山田委員あるいは新谷委員も、その点に言及したようですが、先刻の政務次官と莊君の答弁からいへば、兩建てであるといふことを意味しておる。しかしこの九条の一項の二号を見た場合に、「国際放送を行うため、放送局を設置し、維持し、及び運用し、又は政府の」云々、こうなつておる。こゝで施設の確保、施設の運営を表現しておる。一切がつかい国際放送に必要な経費全体をさしておるんじゃない。国際放送にはプログラムの編集も要ります。あるいは解説者を招致するの必要もある。そういう費用までも九条の一項二号は指定してゐると思ひます。だから私は、私はあくまでも三十三条の実施命令以外にはNHKは国際放送をなし得ない。勢い三十五条が國の負担という義務を課しております。当然、日本放送協会に行わしむる国際放送に對しては、政府が金額負担でなければ、この条文は価値がないと、こゝよりいふには私は思ふ。しかるに先刻の答弁はさうでなく、政府も金を出すが、NHKも出してゐるのだと、こゝにいたつたような答弁のよいに私は聞き取れませんでした。これは根本的にこの条文の解釈を政務次官と莊君は誤つておいてゐる。私はこゝを思ふ。どうです。

○政府委員(廣瀬正雄) 私は、第九條の解釈によりまして、その他の条文もいろいろございまして、NHKは本来的に国際放送ができるという考えと、それからまた、他面、NHKに對して政府が国際放送の実施を命令することができると、かゝる二本建てでいけるものと、かゝるに解釈しておりますが、詳しく法律的な解釈につきましては莊君から答弁いたさせることにいたします。

○説明員(莊安君) 私も、ただいま政務次官が御答弁申し上げました通りに考えております。すなわち、現在の放送法第九條の、協会はこゝより業務を行うと書いてございまして、その中に協会の行う業務を羅列しておるわけでございます。そして、その中に国際放送もやれるということが書いてございまして、ただいま森中先生の御指摘の九條一項二号は確かに「放送局を設置し、維持し、及び運用し、」云々となつておるとは、この中に入つていないではないかという点が問題になります。この書き方は、一、号前の国内放送のところの書き方も全く同様でございまして、「全国的及び地方的放送を行うため、放送局を設置し、維持し、及び運用すること。」と、かゝるになつております。従ひまして、国内放送と国際放送

とを一号、二号、形をそろえて書いており、さらに次の号へいきまして番組の關係、それを書いておるといふこととございまして、特別、国際放送について国内放送と違つた書き方をしているものではないと、かゝるに考えます。

それから、命令に關します三十三條でございまして、この条文がない場合には、NHKはこの九條及びそれに關して金を出せるといふ三十九條の規定によつて、NHKの独自でどんどんやれるというだけのことでございまして、これに對して三十三條があることによつて、初めて郵政大臣はNHKとある国家以外の事業体に対してある特定の仕事をやらすことができるということになるのでございまして、三十三條によつて郵政大臣にある力を与えたといふのが、この条文のいわれである、かゝるに解します。ただし、郵政大臣は勝手に命令はできない。その金を裏づけなければいけない。しかもその裏づけをする金といふものは、予算に於て成立している範囲の中であるといふことがあつたの條文にある。こゝより構造になつてゐると考えます。

○森中守義君 非常に今の莊次長の御説明と、政務次官の説明と、いふ、もう少し私は法制局なり何なりを呼んで、この條文については正確を期する必要がある。私はどうして、こゝより説明は承知できない。この條文から解釈しても、また、また、日本放送協会の見解のもとに、おるとするならば、これはまた相当重大な問題です。なぜかといふならば、この條文は非常に消極的ですが、「国

際親善を害するものであつてはならぬ」といふ、こゝより字句は私は表現としてもおかしきと思ふ。おおよそ進んで国際親善に利するといふのが国際放送の目的でなければならぬので、この五條の書き方そのものにもいささかどうかと思ふ点がありますが、問題は、この一般總則を受けて国際放送がなし得るといふ事項は三十三條の実施命令以外にはない。どこにもそういう條文はない。従つて莊君の言われる解釈は、この三十三條の実施命令に對する擴大解釈といふよりも、他にいふ條文があるならばともかく、一つの想像なりあるいは認識による勝手な国際放送に對する解釈だ、こゝよりいふことが私は成り立つと思ふ。三十三條以外に国際放送をなし得ますか。私は、どういふ形で郵政大臣が政府を代表して日本放送協会の命令を出しておるか、その内容はこゝでは論議しない。私も知つておるから、それは言いませんが、少くとも、国際放送の実施の可能性、実施の権限といふものは、三十三條の実施命令以外には発見できない。勢いこの三十三條によつての国際放送であるならば、三十五條の國が経費を負担するといふ事項がその背景として、表裏一体として成立をしなければ、国際放送は成り立たない、私はこゝを思ふ。大臣だといふ調べるよりですが、あなたどう思ひますか。

○國務大臣(寺尾豊君) これはやはり、私も法律についてはさつぱりずぶのしろうとであります。この九條といふものは、第一項の一号において国内放送を示し、二号において国際放送を示してゐるので、條文の書き方に對しては確かに何かはつきりした書き方ではないけれども、同じように、国内放送、国際放送、同じ形で同じ表現で示してあるといふことにおいて、国際放送はやはり九條一項二号において規定してある。要するに協会自身がやる国際放送といふものを規定してある。左の放送を行うことができるということによつて、NHK自身国際放送ができるのだと、こゝより解釈を私はいたしておりますが、ただ、法的根拠はどうか、法制局長に聞けといふことであれば、さつそく一つ聞きまして、十分検討いたしてみたいと思ひます。

○森中守義君 これは重要だから、ぜひ法制局長あたりの意見を徴する必要がある。こゝよりいふと思ふ。しかし、今大臣も政務次官あるいは莊次長と同じような御所見のようです。九條の一項二号、これは固定した施設を確保する、ないしは固定した施設を運用する、こゝよりいふことを言つておる。それじゃそのあとはいふことになるのか。つまり動的に、番組を編集する、あるいは運用にかけるにはどうするかといふのは、これは三十三條だ。九條の一項一号、二号、いずれも国内放送、国際放送の施設を確保し、施設を運用し、維持するのだ、こゝよりいふ固定した施設を動かして放送するにどうするかといふことが、国際放送の場合には実施命令なんだ。あくまでも施設の運用であり確保であり維持なんです。これは放送そのものをこゝにうたつてゐるのじゃない。

○國務大臣(寺尾豊君) これは森中先生、「国際放送を行うため放送局を設置し、」と、こゝよりありますね。「設置し」といふことは、NHKがいわゆる九條に

「第七条の目的を達成するため、左の業務を行う。」とすると国際放送を行うところの放送局を設置するということ、業務として行う、こうなると、やはりNHKがやることじゃないでしょうか。

○森中守義君 それで、「行う」というのは、NHK以外には行い得ないのだから、それはその通りですよ。行うには何によって行うのか、それが三十三条だと、こう言うのです。

○委員長(手島栄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(手島栄君) 速記をつけて。

ほかに御発言もなければ、本案に対する質疑は本日のところこの程度にとどめておきます。

これにて散会いたします。

午後五時二分散会